

令和4年第3回定例会

白子町議会会議録

令和4年 9月9日 開会

令和4年 9月14日 閉会

白子町議会

令和4年第3回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期日程等の議会運営について	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○委員長報告	6
○追加日程の件	8
○議会改革特別委員会の設置について	8
○一般質問	10
宗 島 理 仁 君	10
大多和 正 之 君	20
梅 澤 哲 夫 君	25
北 田 百 人 君	37
大多和 秀 一 君	44
市 川 隆 子 君	57
○諮問第1号の上程、説明、採決	71
○議案第4号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	73
○休会の件	86

○散会の宣告	86
--------	----

第 2 号 (9月14日)

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○事務局職員出席者	88
○開議の宣告	89
○議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	89
○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明	93
○追加日程の件	108
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○追加日程の件	111
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件	115
○自動販売機設置に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件	115
○議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件	115
○閉会の宣告	116
○署名議員	117

令和4年第3回白子町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年9月9日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 委員長報告 議会基本条例の制定に関する請願について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第4号 令和4年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第10 議案第5号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第11 議案第6号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第12 議案第7号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第13 議案第8号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第14 休会の件
- 追加日程第1 議会改革検討特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第1まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 今井 滋 則 君

2番 大多和 正 夫 君

3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	7番	酒井良信君
8番	今関勝巳君	10番	板倉正道君
11番	大多和正之君	12番	齋藤鉄也君
13番	大多和秀一君	14番	市川隆子君

欠席議員（1名）

6番 東海林 東治 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齋藤雄君
産業課長	齋藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	竹下裕之君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	味戸ひろ子	書記	鈴木貴文
書記	中古珠輝也	書記	篠崎勇祐

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和4年第3回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、10番板倉正道君、11番大多和正之君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会期日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） おはようございます。

ようやく夏の暑さも収まり、爽やかな風に秋の気配を感じるようになりました。また、新型コロナウイルスの新規感染者数の高止まり、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する円安や物価高騰などの家計圧迫、いろいろと町民の生活に影響する厳しい状況が続いております。

新聞報道でも、白子町の話が出ておりますが、司法の判断に任せるものは任せ、町議会として議論すべきことをしっかり議論すべきです。また、このような状況だからこそ、議会執行部が町民のために力を合わせていただきたいと思います。

さて、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところ、ご苦勞さまでございます。
それでは、9月2日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、本定例会に上程されます町長提出案件は、諮問案件1件、協議案件1件、条例改正1件、条例制定1件、補正予算5件及び決算認定6件の計15案件でございます。

一般質問は、6名の方から通告がありました。なお、質問者の持ち時間上限を60分としますが、簡単明瞭、要領よく発言することとし、冗長にわたり、冗長ということはあまりだらだら、しつこく長くやらないでいただきたいと思います。議題を逸脱したりしないように注意していただきたいと思います。

以上のことを踏まえ、協議した結果、本定例会の会期は本日9月9日から14日までの6日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日9月9日から9月14日までの6日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月9日から9月14日までの6日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査令和3年度白子町一般会計特別会計歳入歳出決算の審査意見書、令和3年度白子町基金運用状況の審査意見書、令和3年度白子町健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、町長から令和3年度主要施策の成果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、教育委員会から令和3年度白子町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合から令和3年度長生郡市広域市町村圏組合歳入歳出決算書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 改めまして、おはようございます。

夏の厳しい暑さもやや落ち着いてきたところでございますが、これから本格的な台風シーズンや秋の長雨の時期となりますので、備えについては万全を期していきたいと思っております。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第3回議会定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは行政報告をさせていただきます。

一般質問でもご指摘を受けておりますが、去る7月17日をもってスーパーハヤシが営業を終了いたしました。後継スーパーの出店について、様々交渉を重ねているところでありますが、交渉相手が民間企業ということで時間を要しております。町民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、今後も鋭意交渉を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、新型コロナにつきましては、全国的な第7波の感染拡大の影響により、本町でも感

染者が1,000人を超え、児童・生徒から高齢者まで感染が広がっております。直近では、感染者数はやや減少傾向になっておりますが、今後も、自ら大切な人の命と健康を守るという観点から、引き続きマスクの着用、3密回避といった基本的な対処方法の周知徹底に努めてまいりたいと思います。

次に、ガス事業について申し上げます。

令和3年度の決算は3,356万円の赤字となっております。これまで過去に積み上げてきた剰余金により何とか補填してきましたが、コロナの影響による経営環境の変化により、これまでのような収支は見込めなくなっています。今後、平成30年の料金改定以来となるガス料金の改定に着手し、経営合理化を進めながらガス事業推進に努めてまいります。

最後になりますが、今回の第3回定例会におきまして、人権擁護委員の人事案件をはじめ、条例の制定、改正案、補正予算案、決算の承認などについて上程させていただきました。議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（酒井良信君） これで、町長の行政報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（酒井良信君） 日程第6、議会基本条例の制定に関する請願の総務常任委員会結果報告を議題といたします。

議会基本条例の制定に関する請願の総務常任委員会の経過並びに結果報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大多和正之君。

○総務常任委員長（大多和正之君） それでは、総務常任委員会に付託されました請願第3号議会基本条例の制定に関する請願について、審査の経過と結果についてご報告いたします。議会基本条例の制定に関する請願についての審査につきましては、令和3年第4回定例会初日の会議において本委員会に付託されました。今回の付託を受け、議会基本条例の制定に関する請願についての集中審査を4回実施し、先進地である八街市議会での意見交換なども含めた慎重な審査を行いました。

また、議会基本条例の制定に関し、積極的な協議、検討、議論を重ねたところ、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指すべきだと判断いたしました。

結果として、議会基本条例制定に関する請願の内容全てに対しては、現段階では対応できないこととなりますが、議会の位置づけ、議会・議員の責務、議会への住民参加や議会の情報公開などについても検討し、議会改革を進める中で、請願の趣旨に応じていくという点で、趣旨採択すべきという結論に達しました。

なお、議会基本条例を制定することが目的ではなく、議会基本条例を一つの手段として、活用し、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会とし、邁進するため、今後とも協議、検討を継続し、たゆまない改革を進めていく議会改革特別委員会の設置を提案いたします。

以上のとおり審査を行い、提案を付した上で、本委員会は、議会基本条例の制定に関する請願については、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

令和4年9月9日、委員長、大多和正之、副委員長、大多和正夫、委員、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、梅澤哲夫、今井滋則。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で報告を終わります。

これより、委員長報告について質疑を行います。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本請願に対する委員長の審査報告は、趣旨採決すべきものです。

この採決は起立により行います。

総務常任委員会委員長報告のとおり、議会基本条例の制定に関する請願について、趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議会基本条例の制定に関する請願について、趣旨採択することに決定されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、議会改革特別委員会の設置についてを議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議会改革特別委員会の設置についてを議題とすることに決定いたします。

◎議会改革特別委員会の設置について

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

先ほど、総務常任委員会委員長から、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会として邁進するため、今後とも協議・検討を継続し、たゆまない改革を進めていく議会改革特別委員会の設置が提案されました。

よって、議会基本条例の制定を含む議会改革に向けた調査検討等を行うため、委員会条例第5条の規定により、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置したいと思います。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会の設置については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思いません。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

議会改革特別委員会の設置について、賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議会改革特別委員会は設置されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長から指名したいと思いません。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員には、1番今井滋則君、4番梅澤哲夫君、6番東海林東治君、10番板倉正道君、13番大多和秀一君、14番市川隆子君を指名したいと思いません。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで、議会改革特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。委員の皆様は、委員会室Aにお集まりください。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時32分

○議長(酒井良信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました議会改革特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

議会改革特別委員会の委員長は4番梅澤哲夫君、副委員長は14番市川隆子君の両名が就任されました。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第7、一般質問を行います。

先ほど、議会運営委員長から説明がありましたが、持ち時間の上限を60分としますので、質問、答弁ともに簡単明瞭、要領よく発言することとしてください。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） それでは、通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、地域公共交通について伺っていきます。

先ほど町長からの行政報告でもありましたが、フードプラザハヤシ白子店が7月17日に閉店をし、自宅から離れた町外のスーパーなどに買物に行かなくてはならない現状になっております。

このように、食料品店やスーパーマーケットの撤退等により、身近な場所で日常の食料品等の買物に支障を来す、いわゆる買物弱者の増加が我が町でも問題になっているかと思えます。

こうした状況で、我が町でも、地域への交通の利便を高める方策を模索し、様々な機関、団体と協力をしながら、宅配サービスや移動販売などの買物弱者支援に取り組んでいかなければならないかと思えます。買物の場をつくる、家まで商品を届ける。家から出かけやすくすることを目標に、買物弱者支援における課題解決をしていかなければならないかと思えます。

町では、家から出かけやすくする外出支援サービスとして、単独で公共交通機関が利用できない65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、リフト付きのワゴン車による居宅から町内及び近隣市町村の医療機関、公共機関等の外出を支援する事業や、障害のある方や高齢者、妊産婦などがタクシーを利用する場合、1回の利用について2,000円を限度に助成する福祉タクシー事業、75歳以上の独り暮らしの方、75歳以上の方のみで構成されている世帯の方が利用できるらくらくタクシー事業が存在するかと思います。

しかしながら、外出支援サービスでは高齢者世帯のみしか利用できず、福祉タクシー事業でも、70歳以上の方で家族による送迎ができない方などの様々な利用規定に加え、年間48枚分の上限額があり、らくらくタクシー事業では町内のみの移動に限られるため、フードプラザハヤシが閉店をし、少なくとも新たなスーパーマーケットができるまでの間、町外への買物と考えると、それぞれの対象範囲の拡大、補助の増額を検討していかなければならないと思いますが、町の見解を伺います。

2点目に、地域公共交通の今後の在り方について伺います。

大都市部、地方部を問わず、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりを図る上で、移動は欠かせない存在です。

しかしながら、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保、維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきています。地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となってきました。

また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、さらには健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。地域公共交通を確保・維持することは、地域社会全体の価値を高めることに直結し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組んでいくことが重要かと思います。

このような背景の下、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通デザインをしていくことの重要性の高まりを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行され、地域の運送サービスの持続可能な提供に係る基本的な方針を定める地域公共交通計画の作成が努力義務となり、町の公共交通に対する関与が一層と重要となりましたが、我が町においても、地域公共交通計画を作成する予定はあるのか伺います。

次に、特色ある保育について伺います。

保育所の特色ある保育事業について、今年度より、月1回の運動教室やダンス教室、英語教室、さらに平仮名書き方教室が開始されたかと思えます。幼児期に学習をすることで、学習が習慣化され、将来強制されなくても机に向かうことができる一役も担えるかと思えます。勉強に対してマイナスなイメージの植付けを避け、結果的に小学校就学前の補助となるような工夫をしてきたかと思えますが、これまでどのような園児の反応や成果があったのか、伺えればと思えます。

また、保育園での運動は子供たちの体の成長に欠かせません。ただ難しくて、つらいだけの運動をさせても、子供は楽しくないですし、体を動かすこと自体が嫌いになってしまいます。保育での運動は、子供に体を動かす楽しさを教え、好きになってもらうことがとても大切かと思えます。

文部科学省の幼児期運動指針には、幼児期の運動は、一人一人の幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、幼児自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感することが大切であると書かれています。

幼児期は運動機能をはじめ、体の機能が著しく発達していく時期です。このような時期に年齢の発達に合わせ、やってみたいなという好奇心や、できたという達成感、満足感を自信へとつなげていく取組がされてきたかと思えますが、ダンス教室は発表の場があってもいいかと思えます。子供たちの成長を肌で感じられる場を設けるべきかと思えますが、見解を伺います。

以上3点について伺います。明確な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員のご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会に事業運営を委託しています外出支援サービスですが、これは、介護を必要とする歩行困難な方を対象としています。

この事業は、リフトつき専用車両を使用した公共機関や医療機関等への送迎サービスなどで、対象者や補助要員等要件等を緩和し、買物支援に利用することは、事業上、事業の目的とは異なっております。

次に、らくらくタクシー事業ですが、この事業も、社会福祉協議会に事業運営を委託し、移動支援サービスであります。主に75歳以上の高齢者の対象とした利用者負担がないサービスであります。この事業は、町が事業主体の無料送迎サービスであり、原則、道路運送法の

規制を受けませんので、運行区域を拡大し、車両を増加すればサービスの充実が可能です。

しかし、町内では、民間のタクシー及びバス事業者が運行しております関係上、このサービスの充実は、民間業者との経営を圧迫することにつながります。現在は昨年まで事業を実施する際にこれらの民間交通業者が参画したワーキンググループ内で合意形成を図り、運行区域や台数を制限した中で事業を実施していましたが、できるだけサービスの充実を図っていききたいというふうに思っております。

次に、福祉タクシー事業は、障害者、高齢者、妊産婦を対象としたタクシー利用料金の一部助成なので、対象者に一定の要件がありますが、タクシー利用券の交付限度額、限度枚数を増加することにより、買物弱者対策の一つとして実施することを検討する余地はあると思います。また、タクシーの利用助成なので道路運送法による規制もありませんし、民間事業者との競合はないため、合意形成も不要です。ただし、事業費が令和3年度決算額で1000万円を超えておりますので、予算の増額が可能かどうか、予算全体で見ながら判断しなければならないと考えております。

以上のとおり、各事業に課題や制約があり、解決するには予算と時間が必要となりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、地域公共交通の維持、在り方についてのご質問でございますが、地域交通公共交通についての質問ですが、自家用車の普及や人口減少に伴い、全国的に地域公共交通の利用者が減少し続けております。その維持、継続は困難な状況です。また、運転士不足コロナウイルス感染症の拡大により、公共交通離れや原油価格高騰など、これまで以上に交通事業者を取り巻く環境は厳しくなっております。

このような中、高校、大学、大きな病院、ショッピングモールなどがなく、鉄道駅もない本町において、路線バスやタクシーは地域公共交通として重要な役割を担っています。また、高齢化により自動車運転免許の返納問題などがあり、地域住民の日常生活を支える移動手段としての必要性も高まっております。

町といたしましては、公共交通の重要性は認識をしており、昨年度までワーキンググループで検討してきましたが、今後も引き続き地域公共交通の在り方、維持、継続していけるよう、地域公共交通計画の策定について検討してまいります。

続きまして、特色ある保育についてでございます。

特色ある保育を実施して、児童の反応につきましては、各教室とも、実施日の朝から児童

たちの笑顔が見られ、教室にとっても楽しみにしている様子であったとの話が保育所よりありました。

運動教室では、鬼ごっこやマット運動、長縄など、遊びを通して運動能力を高める内容であり、児童たちは皆、積極的に取り組んでおり、ダンス教室では、ダンスが苦手な児童でも音楽が流れると笑顔になり、自然とリズムに合わせ、体を動かし、ダンスの楽しさを体感している様子がうかがえるということでもあります。

平仮名書き方教室では、学習面での支援について小学校と事前に協議をし、ふだんの保育活動の中で、保育士が鉛筆の持ち方や、平仮名や数字の書き方を学ばせるなど、教室という捉え方ではなく、就学を見据えた支援として実施しています。

英語教室では、当初無償で2回程度実施しました。今回の補正予算で計上いたしますが、就学を見据えた支援として、小・中学校と同様のALTを招き、10月から実施を予定しています。

特色ある教室の成果として、運動ダンス教室において、ふだんの遊びで強化できない体幹やバランスの感覚、リズム感、記憶力、動作返還力などを高めるプログラムとなっており、児童たちの運動能力の向上が期待できるものであり、平仮名書き方、英語教室では、就学を見据えた支援としての効果が期待できるものであります。

今後も、可能な限り児童たちの可能性を引き出すような教室等を開催していければと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） どうもありがとうございました。

端的に再質問させていただきたいと思えます。

まず、社協さんがやられている外出支援サービスやらくらくタクシー事業等は様々な制約があると。その中で福祉タクシー事業について、今後、増額の可能性の余地、予算の流れからも全体的にということですが、ぜひとも、もうやるというか、増額とか対象範囲の拡大を前提に検討を進めてほしいかと思えます。

その中で、さらに、買物の場所や移動手段など、日常生活にとって不可欠なコミュニティ機能が弱まっている地域が多くて、この移動支援や公共交通の空白地帯には移動販売も考えられるかと思えますが、現状どこまで話が進んでいるのかを伺えればと思えます。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移動スーパー、先ほど町長も触れておったかと思いますが、これについては、社会福祉協議会が橋渡し役となりまして、現在、実は一部地域で行っておるところでございます。それを踏まえた上で、全町的に展開できないかということで、現在1事業者と交渉を進めておるところでございます。

概要的には、1日に8か所から10か所程度を回りまして、週5日間、月から金曜日までということで、大体40から50か所程度、こういうことを実績として持っている事業者と、交渉を進めていきたいと思っております。

ただ、先方においても設備の導入であったり、人員の確保、こういったものが伴いますので、早くても令和5年度が目安になるかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひ、この移動販売についても、全町でこれから令和5年度に取組に向けて進めていってほしいなと思います。

移動販売、よく調べてみるとやっぱりお年寄りの皆さんのコミュニティの場であったり、ご用聞きの間であるということの、その移動販売自体の存在も大切であるということも書かれていますので、ぜひとも進めていってほしいかと思えます。

もう一点、移動支援について、特別養護老人ホームはまひるがおさんが運営する社会福祉法人優愛会さんが外出支援サービスとしてほぼ毎日高齢者向けの買物支援の車を走らせています。らくらくタクシー事業で、ひまわりやフードプラザハヤシ白子店を利用していた人を社協のほうでピックアップしてもらって、その方に引き続き買物ができる環境を整えるため、生涯行けるように支援をしているそうです。このように自治体以外でも、買物支援サービスを行っている事業者が存在するかと思えます。そのような事業者に対し、町としても連携をしていくべきかと思えます。

高齢者の買物支援ですと、買物に付き添うボランティアの確保やガソリン代の支援等、様々考えられるかと思えますが、町のサポート支援について検討していくべきかと思えますが見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在はまひるがおさんのほうで買物支援サービスを行っておりますが、町といたしまして

は現在のところ補助等は行っておりません。

最初スタートした頃は、独り暮らしとか、そういった高齢者世帯がはまひるがおさんでは分からないということで、そういった部分で支援はしてまいりましたが、現在社会福祉法人で、社会福祉法にのっとりまして、社会貢献ということで社会福祉法人は義務づけられておりますので、その社会貢献といたしまして、買物支援サービス事業を今、はまひるがおさんは実施しているところがございますので、今後もし回数とか増えるようでしたら、また、補助等も考えていかなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） こちらも、はまひるがおさんがやっていることですのでけれども、町と連携をして、本当にボランティアの確保も大変だと聞いていますので、ぜひとも、どのような形でもいいので、支援や補助を前向きに考えていってほしいなと思います。

次に、地域公共交通計画について策定をしていくということなんですけれども、もう少し先の話になっていくんですが、この地域公共交通計画の策定には公共交通事業者や関係行政機関、学識経験者等多様な主体が参加して、多分会議が開かれていくと思うんですが、移動手段の維持、確保については、これは町民の要望もきめ細かに把握する必要があるかと思えます。今後住民アンケートを実施したりニーズの把握等をすると思いますが、公共交通の利用率が極めて低い地域で無作為抽出による住民アンケート調査を実施すれば、公共交通を使わない人の回答ばかりが寄せられ、結局公共交通を使っている人の意見がほとんど聞けなかったという可能性も出てくるかと思えます。

調査と結果のミスマッチを防ぐために、単にニーズを把握すると言っても、誰に何をどのように聞くのか考える必要があるかと思えます。公共交通を利用している人の声、公共交通を利用したいが利用できない、しにくい方に対して、どのような交通ニーズが必要なのかと、調査方法の工夫をしていかなければならないと思えますが、住民ニーズの把握について今後どのようにしていくのか、見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域公共交通の問題ということでありまして、こちらにつきましては宗島議員ご指摘のとおり、公共交通の活性化再生法によりまして、これは時限的に、来年、令和6年の3月までに、地域公共交通計画の策定が、後ろが決まってしまっております。

去る8月17日に、県の総合企画部交通計画課の職員と、実は第1回目の打合せを行ったところであります。スケジュールを県のほうから示されておりますので、その中で、今年度中には第1回の会議を行って、来年度には3回程度行い、令和6年3月までに、これは公示したり、そういった手続が必要になってきます。

その際の中で、先ほどご質問があったとおり、利用者がこの協議会のメンバーとして入ってまいります。先ほど出た福祉のサービス、こういったものについても、全部この協議会の中でもんでいくことになると思います。経済産業省、通産局、そういったところを、警察といった規制機関、それから事業者、行政、我々、それから利用者、事業者と、みんな入っていきますので、その中で地域に合った形、それを導き出すということになります。

専門のコンサルタント、それからあと学識経験者ということで、今、筑波大学の先生にアポイント取っておるんですけども、そういった方の意見を聞きながら、どういう調査が必要かというのは、その会議の中で決めていきたいと考えておりますので、今どういう対象者にどうということはまだちょっと決定をしておりますが、情報提供をしながら、この協議会が活発な議論の上、白子町に見合った公共交通計画が策定できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも、当たり前のことを言うんですけども、町公共交通計画はこの町に見合ったもの、そして、いろんなこの交通資源がある中で、白子町のこれからの本当に実のある、中身のある計画を作成して行ってほしいかと思っております。

次に、特色ある保育について伺っていきたく思います。

先ほど少し触れましたが、この後補正予算に組まれている特色ある保育事業の13万5,000円について、少し詳細を伺えればと思います。

A L Tを招き、英語をやるということでしたが、その事業の詳細、対象は年長だけを考えているのか、そして、その英語の英語教室の内容を伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ご質問の件でございますが、10月から月1回、3保育所を1時間程度回りまして、6か月ということで検討しております。また、対象は年長ということで考えております。

あと、先ほどなんですが、ダンス教室、質問がありましたので、その回答でということで、

集大成の場ということで、3月に青少年センターのホールのステージでの発表を、ミニ発表会ですが、そちらを検討しております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも、英語の教室は空白期間が半年空いてしまったんですけども、速やかに10月から始めてもらえればと思います。

そして、ダンス教室も発表の場があるということですので、園児たちのやる気にもなりますし、私たち保護者にとっても、そういう場があれば、ふだんの保育園の生活の一端が見られるということですので、ぜひともこういうコロナ禍でも開催ができるように工夫をいただければと思います。

もう一つ、保育園の統廃合について伺えればと思います。

町では、小学校の適正配置に向けて会議が設けられ、先日、保育園の保護者向けに、適正配置のアンケートが配布されて、統合に向けた動きが加速されてきましたが、同時に、保育サービスのさらなる充実のために保育園の適正配置も考えるべきかと思っております。今後老朽化が進んだ保育園の統廃合、機能強化も検討していくべきかと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、学校は学校、保育所は保育所というような切り取った議論というのがなかなか難しく、ご父母の方というのは重複する方も結構いらっしゃるというような状況は十分把握しております。そういった中で、私ども執行部といたしましても、やはりある程度同時進行で、これには取り組んでいかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

ただいま教育委員会では、小学校の適正配置について若干先行しておりますので、この保育所については町長部局ということになりますので、体制の整備等を含めまして、今後追いつくように議論を進めていきたいと思っております。

財政的な負担などを考えますと、大変厳しい状況にはありますが、いずれにしても避けては通れないお話だと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 本当に、統廃合に向けてとても難しい問題ですし、財政も絡んでくるんですけども、小学校の適正配置の手紙の中にも、出生数の過去10年分ぐらいですか、書いてあって、もう目に見えて白子町の出生数減っていますし、令和3年度は29人ととても数

が少ないですので、子供たちのためを考えて、ぜひとも一番適切なことをやっていければと思います。

最後に、全体の要望をして終わりにしたいと思います。

まず、新しいスーパーマーケットができるまでの暫定的な措置でもいいですので、福祉タクシー事業の増額がすぐできる施策、そして予算措置も、比較的少なくて済むかと思いますので、本当に実現に向けての検討をよろしくお願いします。

そして、特色ある保育として10月から英語教室が開かれるんですけども、対象が年長者のみということですので、ぜひとも来年度には年中・年少に対象範囲をどんどん拡大してほしいかと思います。

年長だからできることはたくさんあるんですけども、年少から始めることで積み重ねができるかと思います。年少だと集中力もなくて大変ですけども、やれること、英語なんか特に遊びから始められますし、特に耳がいい時期に、生の英語を聞けるということはとても大切なことですので、よろしく願いいたします。

そして、平仮名の読み方・書き方、小学校と連携を取っているということですけども、さらなる連携を取って、保育園側がアプローチカリキュラム、小学校がスタートカリキュラムなどを準備して、システムとして接続の基盤を整備してほしいかと思います。

保育所の統廃合については、園児数の減少により、望ましい適切な集団規模の確保、施設の老朽化により、安全・安心で快適な保育環境が確保できない現状の中で、幼児教育・保育に適した環境整備が必要かと思います。また、保育士等の適正配置を行うことが限られた人材資源を有効に活用し、子供たちの保育環境はもとより、保育の質の向上につながりますので、ぜひとも検討よろしくお願いします。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、5番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時09分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 之 君

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君の一般質問を許します。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、通告順に従い2点3項目、一般質問を行います。

宗島議員、梅澤議員より同様の質問が通告されていますので重複する質問もあると思いますが、よろしく願いいたします。質問がこれだけ重複するのは久しぶりで、町にとって重要な課題と認識しています。

今年の6月7日の新聞折込にスーパーハヤシが撤退との情報が出て、その後、7月17日に閉店いたしました。先日の全員協議会での説明では、スーパーハヤシ跡地につきましてはドラッグストアがオープンするとのお話でした。ハヤシ撤退後間もなく2か月になり、スーパーがなくなり非常に不便との声を耳にします。町長、執行部の方々は、数社への出店交渉を行っているとのことでしたが、現状と今後の考えを伺います。

続きまして、買物弱者支援の考えを伺います。

ハヤシが撤退後、近隣市町村へ買物に行っていると聞きます。経済産業省では、人口減少や少子高齢化に加え、交通網などを含めた多様な理由により日常の買物機会が十分に提供されない状況下にある買物弱者への問題解決に向け、買物弱者応援マニュアルを公開して相互連携に取り組んでいることはご承知のとおりと存じます。買物弱者への対策が福祉タクシー事業とお買物配達サービスのみである現状から、先ほども宗島議員から、外出支援サービス、福祉タクシー、らくらくタクシーなどの補助の増額を質問されましたが、ぜひ、一日も早い支援策をお願いいたしたいと思います。

買物支援は、交通手段のほかに、宅配、移動販売など様々あります。町民がどのようなサービスを望んでいるのか買物弱者数の調査をして、今後の支援を行う考えがあるか、伺います。

次に、物価対策について伺います。

国は、ウクライナ危機や急速な円安の影響で加速する物価高騰対策について、物価、賃金、生活総合対策本部を開き追加策を取りまとめ、考えを示しました。地方自治体の生活困窮者支援策などに活用されている1兆円の地方臨時交付金について増額を改めて表明、物価高騰

対策により、重点的、効果的に活用される仕組みへ見直すと発表されました。

町でも、町民生活支援商品券配布事業を行い、町民1人5,000円の商品券を配布しますが、今後、国の補正予算が生まれ、物価対策が行われ、生活困窮者、子育て世帯を中心に、家庭への支援策の必要性について考えがあるか、伺います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

スーパーの撤退に伴う現状と今後についてですが、ご承知のとおり7月17日に営業をスーパーハヤシが撤退いたしました。

初めてハヤシの撤退について情報を得たのはいつかということでございますけれども、5月10日頃だというふうに認識しております。その後、直ちにハヤシの本社に連絡し、情報の真偽の確認と今後の営業形態などについて問い合わせたところ、ハヤシの店舗担当役員の方が直接窓口に参りまして、以後、現在まで後継店舗の出店について協議を継続しております。

私が直接交渉している法人が、やはりハヤシを介して交渉している、両方合わせて大体8法人ぐらいと交渉しております。好感触の法人もありますが、やはり民間企業でございますので、出店経費や収益の見込みなど、長期的な視点での検討が必要となり時間も要しております。今のところ、よい返事をいただいておりますが、ただ場所的には、やはり今現在、非常に白子町の中でもいわゆる一番いい場所でございますので、やはり最終的にはどちらかが出てくるんじゃないかという、私はそういう楽観的に見ている部分もあります。そういうことでございます。

それから、買物弱者への支援策の考え方についてでございますが、先ほど企画財政課長からもお答えしましたように、店舗としてのスーパーが撤退したため、町内全域を対象とした移動スーパーの導入、展開について事業者と交渉を進めているところでございます。事業内容として、先ほども申し上げましたように、軽自動車ですら1日8か所から10か所で販売し、1週間をかけて圏内全域5コースを回ります。販売場所は、町内の公共施設や青年館等の大体40か所から50か所になるように思われます。

事業開始は、事業者側での人員の採用や車両の確保などある程度の準備期間が必要になるため、令和5年4月の事業開始を目指して準備を進めています。町としては、この準備期間中に移動スーパーの円滑な導入と事業の継続のために十分な調査検討を加え、その結果を踏

まえた上で、事業者とルートなどの詳細を協議してまいりたいと思っております。

続きまして、物価高騰につきましてでございますが、これも物価高騰に対する支援策についてですが、後ほど提案させていただきますが、今回の補正予算の中で町内で利用できる商品券の配布事業を計画しております。町民全員に1人当たり5,000円分の商品券を配布し、商工会の協力をいただきながら募集した町内の参加商工業者で利用することができます。

利用期間としましては、11月中旬から来年1月中旬頃までを予定しております。年末年始というある程度短い利用期間を設定することで、物価高騰のあおりを受けている町民を支援することはもとより、商工業者の活性化、経済効果が高まるように工夫してまいります。

国では、今後も様々な物価高騰対策を打ち出すようなので、情報収集に努め適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、再質問したいと思います。

現状と今後の考えということで、白子町に移住を考えたときに、スーパーがあり買物しやすい環境が選択肢の上位になると思うが、今後、スーパーがオープンできない状況では、まちづくりを抜本的に見直しせざるを得ないと思いますが、町民が、町が環境整備や商工会、町内の小売店と協力し、買物ができる、人が集う場所づくりが必要だと思うが、考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のご質問でございますが、いずれにしても、やはり今、白子町のいわゆる商業の中心というのはやはりスーパーハヤシのあの近所でございますが、最終的にあそこがやはり町の中心地に私はいはしようという考えが、非常に強く考えております。

いずれにしても、白子バイパス沿いにやはり町の中心市街地、そういうものをつくっていかないと、やはり今後、移住とかそういうものには絶対不利になっていくというふうに思っております。

そういう中でスーパーについてですが、これはすぐ一朝一夕にすぐ後継が決まるということでもないと思いますが、私も12日に一応あるところとアポイントを取って、それで12日以降ですけれども、船橋のほうまでお邪魔していろいろ工作はしてくるつもりでおるんですけれども、やはり場所的にあその場所は、白子バイパスが抜ければ間違いなくいい場所になるわけでございますので、ここにいろんな業種が、やはりレストランでもいいですし医療機

関でもいいですけれども集まるような形にしていかないと、やはり今後のまちづくりができていかないというふうに思っておりますので。

いずれにしても、移住とかそういうもののことを前提に考えますと、移住者を受け入れるとかそういうことを考えますと、やはりあの場所が最大の場所になるわけでございますので、これは最重点で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは最後に、今、町長の考えは伺いましたが、このままではいずれ、町民が今買物できる場所がないので、要望としてスーパーができるまでにはそれなりの時間が要すると思うので、白子町には直売所ひまわりがあり、平日でも大変にぎわっています。野菜や魚介、お肉、総菜まで販売しております。ひまわりと町で協議し、品ぞろえ、そして営業時間の延長などをお願いして、買物しやすい環境整備をぜひともお願いしたいと思えます。

次に、買物弱者へ支援の考えということで、先ほどちょっと調査、買物弱者の調査とかをするということで、その辺の答弁が抜けていたので、その辺どうでしょうかね。買物弱者数の調査などを町のほうですか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

移動スーパーの関係で、今1事業者と協議を進めておるんですけれども、その中でやはりニーズの把握というのがございます。その把握の方法については、民生委員さん等を活用して、独り暮らし高齢者であったりとか、高齢者のみ世帯とかそういったものの把握等をちょっと考えておったんですけれども、今年、民生委員さんが一斉改選の年に当たっております、若干ちょっと難しさはあります。

そういう中で、ちょっと事業者の側が、今まで既に複数の数十の市町村とそういった移動スーパーを展開しておりますので、どのような形でルート決めをしたとか、そういうものを参考にしながらちょっと進めてみたいと思えます。町民全体を対象としたアンケートとか、そういったものは現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 現在、白子町にも移動販売を行っている事業者もいます。また全

員協議会のお話で、来年度から移動販売を計画している事業者もいるとのことでした。住民が住み慣れた地域でそのまま住み続ける支援とし、移動販売の拡充は必要だと思うが、スーパーがオープンできない状況ですので、移動販売事業者に品物の拡充や販売日の拡充をお願いし、買物弱者対策をぜひしていただきたいと思います。

それとまた、最後に要望になりますが、買物弱者支援は多岐にわたると思います。質問いたしましたが、町民がどのような支援を望んでいるのか、何を必要としているのか、1日も早く調査を行い、様々な支援を速やかに行い、町民が住み慣れた地域で住み続けられる支援をお願いしたいと思います。

次に、物価高騰対策について伺います。

先ほど、町民1人5,000円の商品券を配布するとお話でしたが、平等に支援することは一番重要ですが、それには予算が必要になります。限られた予算で行政運営を行っているわけですので、今後、国の物価対策に対する予算が来ましたら、めり張りをつけた支援を行う考えがあるか伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり10月から開かれる国会において、また新型コロナの関係で支援の交付金、こういったものが増額されるというような情報も流れております。また、非課税世帯には5万円だというような情報も昨日入ってまいりました。

いずれにしても、先ほど町長が答弁したとおりでありまして、いろんなメニューが出てまいりますので、国・県がそれぞれ直接携わる事業などもございますので、こういったものがこういった例えば職業的なものであったりとか、年代別なものであったりとか、どこがどういっものを投じていくのかというものを見極めながら、本町においても議員のご指摘のようなめり張りのついたものというのは当然考えていかなければいけないと思います。

今回の事業につきましては、予算が6,000万ということで、今回のことは決まっておりますので、それに見合う形で最も公平な形ということで今回はこういう手法を取らせていただきましたけれども、今後さらに追加があるということを我々も想定しておりますので、どういった手法が取れるか、これはまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、最後に要望いたしますが、千葉県でも知事が物価高騰

対策の影響により、子供の多い世帯の家計負担が増える可能性があるとし、第三子以降の給食費無償化、近隣でも長南町が無償化を行っています。今後、物価高騰が続くと思われ、子育て世代の家計負担対策とし、給食費の無償化を要望いたします。

自治体として重要度が高く、自治体間の競争が取れる支援策を期待し、一般質問を終了いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、11番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

◇ 梅 澤 哲 夫 君

○議長（酒井良信君） 続けて、4番梅澤哲夫君の一般質問を許します。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは、通告順に従い質問いたします。

まず、一般質問に入るに先立ち、過日、何人かの大人の無責任さゆえ、熱い車の中にもだえ苦しみながら亡くなった静岡県牧之原、園児3歳、河本千奈ちゃん。この場より、ご哀悼の意を申し上げます。

さて、今回私は、1番とし、スーパーの撤退について。2とし、白子町のガス事業について。3、汚泥処理についての3課題により質問をさせていただきます。

質問の根底には、さきの白子町第5次総合計画後期計画策定に関わるアンケート調査報告書を参考にさせていただきます。報告書の中で、重要意見とし、今後のまちづくりに対する意見の中で、その一行に、議員にはもう少し町民に寄り添っていただきたいとありました。今日、白子町は、町民の最大の関心事は町の日常食料品の購入とし利用してきたフードスーパーハヤシの件であります。

質問の1点目とし、令和4年7月17日をもって営業を取りやめたスーパーハヤシの件であります。9月の広報しらこには関連のお知らせで載っております。町の行く先々で、6月頃よりささやかれておりました。

まず、1点目とし、町当局としてはスーパーハヤシの営業取りやめについて、いつ頃情報を得ているのか。先ほどフライング的な答弁がありました。改めて町当局にお伺いします。

2とし、日常生活の食料品の購入先とし、大きな影響のあったスーパーハヤシの代わりとし、どのような考えをお持ちなのか、町長にお伺いします。

次に、2つ目の質問として、今、議会にも議案として出されておりますガス事業についてお伺いします。

ここ何年か、家庭生活、調理用として使い勝手のよい家電製品に押されたり、空き家等の発生、また、コロナ禍の中で民宿等の観光客の減少による使用量の低下等で、ガス事業にも経営的苦労があるようですが、今日、ロシアによるウクライナ侵攻のため世界的にエネルギー流通の滞りにより流通量の不足、それによる値上げが世界的な問題となっております。

町長におかれては、6月の議会において私の白子町として自慢できるものはどの質問に自然のすばらしさという答えがありましたか、今の世界的エネルギー不足の中で、天然ガスという私たちの足元に埋もれております。今、経営的なやりくりが大変なようですが、地域的に利用可能なガスの埋蔵量とこのすばらしい産物を再度生かし、60年前、先人の始めた町営ガス事業の再考はあるのか、伺います。

町営ガスと言いながら、一部地域では利用できない人たちもおります。町住民の権利の平等からすれば、不公平です。町当局として、今後改善の考えはあるのか伺います。

質問の3点目として、コミュニティ・プラント事業についてであります。

ロシアのウクライナ侵攻により、物流不足から農業生産資材の値上がりが異常なものとなっております。マスコミ等で、汚泥から取れる、特にリン酸肥料について話題となり報道されております。私も数年前、前の執行者にお伺いし検討するとの答えを得ました。結果とし、施設等の経費等の面で前進はしませんでした。今、いろいろなものが不足の中で、再利用について提案されております。町当局の考えを伺います。

以上3点、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、梅澤議員のご質問にお答えします。

スーパーハヤシの撤退情報の時期についてということでございましたんですが、これも先ほど大多和正之議員の答弁でも触れましたが、5月10日ぐらいだったというふうに認識しております。

それから、これももうずっと申し上げておりますが、町民の要望ということでありまして、これも大多和議員の答弁でも触れましたが、今後も出店の可能性のある法人と交渉を進めていくとともに、形態は異なりますが、移動スーパーの導入、事業展開を進めていきたいというふうに考えています。

取りあえずそういうことで、最終的にはあの場所にはスーパーは来てくれるというふうに私は信じておりますけれども、いずれにしても最大限努力していく所存でございます。

それで次に、白子町のガス事業についてのご質問でございますが、ガスの使用量の停滞につきましては、人口減少や高効率ガス機器の普及もありまして、ガス使用量は年々減少傾向にあるところではございますが、家庭用でのガス、衣類乾燥機及びガスストーブやガス床暖房設備並びにガスで発電するエネファームの導入促進、産業用においては、環境保全性、供給安定性、価格の安定性に優れている千葉県産の天然ガスへの燃料転換に伴うガス使用量の増加を検討しております。

また、エネルギーの不足時への懸念でございますが、輸入エネルギーへの依存度が高い日本にあって、千葉県産天然ガスは為替や国際情勢の影響を受けることなく、貴重な国産天然資源として様々な分野で利用され、南関東ガス田では豊富な埋蔵量を有し、安定した供給により快適な暮らしを支えております。ほかの燃料に比べまして環境性能に優れ、都市ガス事業を継続し、事業の再考予定はございません。

続きまして、町営ガスと言いながら一部地域には利用できないところがあるということのご質問でございますが、確かに、これはあることは私も存じております。本町ガス事業の供給区域外に北高根西地区が存在し、ガスのインフラが未整備になっているのが現状です。町営ガスの供用開始により各地区のインフラ整備を進めてきた中、遠距離にある北高根西地区のガス管理設については、事業者及び利用者双方の費用負担が大きく、ガス需要の見通し、投資回収、ガス料金設定への影響を想定し、その当時、整備を見送ったものであると思われまます。

また、公営企業法では、公共の福祉の増進を目的としていると同時に、企業としての経済性を発揮することも求められております。経営に要する経費は、料金収入をもって充てる独立採算性を求められています。ガス事業が供給するサービスは、今述べたように、誰も均一のサービスの提供を受けるものではありません。受益者負担の原則の下、サービスを受ける受益者がそのサービスの量や内容に応じて使用料金という形で経費を負担することで公平性を保っており、現在の経営状況において、ガス供給区域の拡大に伴うインフラ整備は現実的に厳しいところがあります。

続きまして、汚泥の処理について、肥料代の高騰により汚泥の活用はというお話でございますが、下水施設は平成4年度に稼働した第1クリーンセンター、平成7年度から第2クリーンセンター、平成10年度から第3クリーンセンターの3か所のコミュニティ・プラント、汚

水処理場があり、この3か所から排出される汚泥の量は、令和3年度で180立米余りとなっております。また、令和元年以前の平均的な排出量は約340立米になっており、コロナ禍での流入量の減少により、現在は半分程度の汚泥発生量となっております。

その処理方法は、美しいまちづくり事業の一環として、遊休農地を借用し花畑への初期肥料や、町内各地に植栽している桜等の堆肥として発生した汚泥を消費しております。また、必要に応じて、町民等の皆様方にも無料で配布を行っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） まず1点目として、今の町長の答弁の中で、フードスーパーハヤシの撤退については5月10日頃より情報を得ていたということであります。これを一般町民が知るのには、改めて広報しらこで9月号であります。あれから何か月たっているのでしょうか。

その間、先ほど私も知らなかったんですが、6月に新聞等に載ったと聞いて、それから一般町民が知ったとは思いますが、町のほうから改めてそういう情報を得るまでに、あまりにも期間があり過ぎたし、ましてスーパーハヤシのいたここ二、三十年においては、町の食料調達の基地となっております。その一番肝腎なところであり、なおかつ現町長におかれてはスーパーハヤシ、あのエリアを中心とする町開発、そういったものを求めていると。

ですから、私としてはまずこの情報収集がなぜもう少し早くできなかったのか。町長の特長として、やっぱり今まで経済活動をやっていた方でありますので、私どもが知らない社会がいろいろあると思います。なぜそういったことが生かされなかったのかちょっと残念であります。

もう1点は、今あります広報に載せるまで、なぜそれだけの期間を要したのかについて伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のご質問で、5月10日頃に聞いたから、それが町民に広報するのが遅かったというお話でございましたんですけども、これは既にスーパーハヤシのことは、町中でみんな6月くらいにはみんな知っていた状況です。これも、ほかの新聞等かどうか分からないですけども、そういうところでみんな知っていたということで、それで、9月の初めに出したのは、今もそういう状況に対してどういうふうな対応をしているかということを出したわけです。

ですから、そのスーパーハヤシが撤退するとき、やはりこちらも相当交渉しまして、この

後継がいわゆるイオン系の会社、ホールディングスになったんですけれども、五、六社がある、そこに全部一括ハヤシが物件を貸すという形になって、ですから白子もそうですし、それから六ツ野もそうです。それからアスモの中もそういう形になって、それで、その中で決まってきたわけです。

この形の中で、こちらとしましてはやはり今名前も出しちゃうとちょっとあれなんですけれども、カスミストアがこっちに来てくれるのが1番、これもイオン系でございますので、これが一番いいだろうということで、こちら、それですぐそのホールディングスの会社に、五、六社あるそのホールディングスの会社に、スーパーカスミストアを白子に来るようにということでお願いした事実があります。これは、町として町長名で要望書を出しております。

そういう形でそういう動きもしておりますね。ただ、向こうもやっぱり企業でございますので、組織決定をして、名前もちょっと出しづらいんですけれども、今回決まったようですからウエルシアがそこに入る、六ツ野にもウエルシアが入るという形で、それで最終的になったわけです。

ですから、こうなってくると、いわゆるイオン系に頼るわけにはいかないわけですから、ですから私も九十九里のランドロームとか、いろんなところをスーパー見てきまして、ランドロームがたまたま九十九里にありまして、それを今度最終的にはアスモの中にもランドロームが入るという形になって、その中間点だから、一番白子がいいだろうということで話をしたんですけれども、いずれにしても、今までスーパーハヤシが入っていたところは、あれは小型店で300坪しかなかったわけでございます。300坪しかないところでは、結局、カスミも来られないんですよ。やはり大型店、最低500坪欲しいわけです。ですからそんなような事情もあって、なかなかそれができなかったということがあるんです。

ですから、私自身そういう動きはどんどんしてましたし、それは広報どうのこうの問題じゃなくて、これが一番困るといのはもう、毎日のように町民から話があるわけです。ですから、そういう形で一生懸命動いていたのが事実でございますのでね。

ですから、そういうことで、先ほどもちょっと申し上げましたように、この12日に、私も場合によっては船橋のほうの本社のほうにお願いに行く予定でもいるんです。はっきり言ってまだアポが正式に取れていませんけれども、そういう形で動いております。

ただ、言えることは、あそこがいわゆる白子バイパス沿いの一番いい場所になるわけでございますので、スーパーハヤシ自体も、昔はあそこで一応10億円の年間売上げをしていたわけですから、これをもっと増えるような形に今後、当然、バイパスが抜けたりなんかしたら

相当売上げが増える可能性もあるわけですし、あそこにやっぱり、先ほど保育園とか学校の問題もありましたけれども、あそこにやはり、これはまだ決定じゃないですからあれですけども、小学校が来たり、それから統合小学校ができたり、仮に保育園、統合の保育園、こども園になるか分かりませんが、そういうものができたりすれば、あそこが本当に中心になるわけですから、そういう意味で、あそこはやはり商業の中心地として位置づけていかなきゃいけないものがございますので、それは十分考えているところがございますから、そういうことをご認識いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは、情報云々の話は、私としては改めて新聞マスコミ等よりも住民に対しては町当局から、ちゃんと適切な内容を早期に出していただくのがベストだっただろうというふうに思っております。

次に聞きたいのは、改めて質問事項では書いてございませんが、今までの経緯の話を聞いていると、町当局として町長のいろいろお骨折りは伺いました。今日このスーパー関係等について、町の担当の課というのは、町長単独で頑張るのは大変だと思うんですが、それを受け継いで下で頑張る課というのはどこになるんですか、伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今の時点では、企画財政のほうと一応、一番話はよくしております、そこで取りあえず企画に近い部分もありますのでそういうところでやっておりますが、ちょっとね、商工観光という形ではちょっと今のところ、ですから商工観光に関しては今後、いわゆる企業のこっちに出店情報とかそういうものも全部、本当はそういう1か所である程度集約しなければいけないというふうに思っておりますので、最終的にはそういう形の部署をちゃんと部署の中に入れていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） じゃ、担当課については、企画財政ということで伺いました。

一般質問するときに文書をもって事務局行ったときには、担当の課がはっきりしていないような回答でありましたので、この場で確認しました。

あわせて、今町長いろいろ、今までスーパーハヤシについては300坪であって、今度カスミ等が来る場合は450ないし500、フロアがなきゃいけないということで、規模の話をさんざんされておりますが、やっぱり町長もおっしゃるとおり、来る業者は営利目的でありま

す。そういった中で、例えば白子にスーパーが来てどのくらいの売上げがあるのか、その見込み数量を見ながら企画するのは当然だと、これは町長に対して言うのは坊主に説法でございまして、大変申し訳ございませんが。

スーパーハヤシについて数的に言われているのは、今までのスーパー白子店においては年間12億。この規模内容について、規模、売上げについて、比較にはなりません、先ほど大多和議員から出ましたように、直売所ひまわり、平成25年町のほうから3,000万先の助成をいただきまして、何かで8,000万であの店舗をつくりました。販売フロア面積は結局150坪のうちの約半分、70坪台だと思います。その中で年間3億円取りあえず売上げはやっております。

なぜこの数字を出したかという、今回スーパーハヤシがなくなる中で、直売所ももう少し頑張れないかという一部の意見がありました。私も生産者でもあるし、なおかつ今直売所役員にまた一部関わっているものですから、ひまわりの業務内容、できればあそこでもう少し野菜以外の日常食料品を扱えないかということで、いろいろ調べました。

非常に残念ですが、この長生地域、食料品を卸す問屋さんがほとんどなくなっちゃったんですね。一昔前であれば、個人名は言いませんが、大手の問屋さんが小売店に卸して歩いていた。今そういう業者さんがなくなって、小売店が再度頑張るには、そこに仕入れに行かなきゃいけない。現金仕入れ、それは現金は構わないんですが、そういった流通内容になっちゃっているんで、スーパーのチェーンとかいろいろそういう関係で卸流通が一つのベストになります。

ですから、経済事情の問題とまず流通問題、もう一つは、直売所ひまわりにこの夏行ったときにある来たお客さんが、先ほどの話ともダブりますが、白子町はスーパーをつくってもらうのに住民運動しなければつくってもらえないんですかと、私が問われました。そこまで大げさにちょっと考えないで、一応、町当局に要望しますのでその場を収めましたけれども、町長いろいろ、あちこち歩いていただいているんですが、そういった面の裏づけ資料等も当然持っていらっしゃると思うんで、先方に伺っていると思いますが、ただ来てくださいだけでは目っていかないと思うので、その辺どういうふうに、大変僭越なんです、行っているか伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） スーパーに関しましては、ハヤシは小型店で来ていたわけです。あれはですから、大店法の関係があつて500坪以上のものと、やはりちょっともう少し結局

大店法の規制が厳しいですよ。ですから、出店しても何か月も余計かかるというのがある。それでハヤシは小型店を出ていたらしいんですけれども。

そういうものもありまして、やはりあそこは、ですから私は、今、いろんなところと交渉しまして、カスミの担当者も来ました。カスミストアの担当者も来ましてね、それで会ったんですけれども、いやとにかく、やはり300坪のところではちょっと厳しいんで500出して、それと、やはり基本的には、白子バイパスが内谷川を越えて向こうに抜けないと、やはり、今海岸だけなんです、正直言いますね。これをそういう形にしないと、駄目になるわけでございますのでね。

それで、500坪規模のものをつくってもらって、それで売上げをできれば20億ぐらいの売上げになっていければ、恐らく安泰だというふうに私自身は思っていますけれども、なかなかそういう面で厳しいところはあります。

それと、暫定的な措置としまして、生鮮産品が要はなくなっちゃうわけです。ですから今、ハヤシのこちら側の前に百均が入っていたあの場所、あの辺も、例えば、魚屋さんに来てもらうとか、八百屋さんに来てもらうとか、そういう形で活用できないかということも検討もしてはおります。

ですから、今回、仮に500坪のものが来るとなると、まだこれは地主さんに話していませんけれども、裏の牧場であったところが想定のあることになるわけなんですけれども、その辺はまだ地主さんに直接お話ししていないけれども、そういう形であれば、今も既にほかに貸しているわけですから、恐らくそんなには駄目だということはないと思いますけれども、あの辺でしか方法はないというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） では、スーパーハヤシについてももう少しまとめてまいります。

スーパーハヤシがなくなって買物難民という、言葉では買物難民と言いますが、私も先ほど言いましたように、直売所ひまわりに関わっております。私の住んでいるところは白子町の外れに近いところで、もうすぐ近くにやっぱり千町通り、茂原の外れであります。あの近辺にあまり店がなかなかなかったので、何年前、千町通りのすぐ下に住んでいる白子住民ではございませんが、その高齢の婦人が片道4キロ先を手押し車で週1回買物に来ていたんです。

これ、何とかなんないのと、地元の民生委員に相談、一応、他地域ではございますが、そ

の人はかたくなに受け入れず、4キロ先の道を時々歩いては休みながら、1時間先をかけて直売所に来ておりました。本当はそういう人こそ買物難民たるものです。そうした人たちをなくさなきゃいけないということで町長には頑張っていたきたいのと、先ほど言いましたように、やっぱり白子町の地域の買物経済、どのくらいお金が使われるのか。その器に合ったやっぱりお店を求める、それももう減らすという方向にいかないんで、多少のりしろをつけた規模でお願いしてみたらということで、私のスーパーに関する要望があります。

続きまして、ガス事業のほうに入らせていただきます。

ガス事業については、私も数年前、ガスの役員等をやらせていただいて流れ等は聞いております。今回質問させていただく中で、ガスの使用料、ガス事業所、先ほどちょっと赤字で、後で出るようですが、それはさておきまして、私の言っているのはガス事業所がせっかくあるのに、毎年使用量が減ってきている。特に今回、ロシアのウクライナ介入等が。それと合わせて、もう一つ大きな問題で、コロナ禍の問題があります。民宿のお客が減って民宿の収量はかなり減っちゃっている。そういったあおりを受けてガスの経営がきついということでありますが、実際の年間ガス使用量が30万立方かな、使われて、今はそれが減ってきているということでもあります。

聞きたいのは、まず、先ほど言ったように、白子町がこれから使われるであろうガスの埋蔵量ですね。まず、その1点をお願いします。

○議長（酒井良信君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） ただいまのご質問にお答えします。

南関東ガス田の埋蔵量ということのご質問でありますけれども、千葉県内の都市ガス事業者で組織する房総ガス協議会のホームページの資料によりますと、可採埋蔵量は約3,500億立米と言われており、現在の年間生産量4.6億立米から算定しますと、約800年分の埋蔵量があるというふうに言われております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） ありがとうございます。

先ほど、一般質問の中で織り込ませていただきましたが、町の自慢できる中で、昔は地盤沈下等いろいろ問題があって抵抗があったんですが、私の知っている範囲では、10数年前にガス井戸を掘るには標高5メートル以上あればガスの掘っていい場所という認定があって、なおかつ今、還元水というガス井戸3本につき水を戻す1本を入れる。それによって地盤沈

下が大分和らいでいるというか、なくなっているという方向になってきております。

そういった中で今世界的なエネルギー不足の中で、白子町はおかげさまで地の利といいますか、もう自分たちが生ききれない年数のガスの埋蔵があると。これをもう少し返してみないかということで提案というか、意見を伺いたいんです。

それで、今日ガス事業所が赤字になっている。じゃ、どのくらいの使用料まで求めたら、この採算ベースに合うのか、その基準をお伺いします。

○議長（酒井良信君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） ただいまのご質問にお答えします。

本年度も含めまして、昨年、今年と、今回決算書のほうで説明いたしますけれども、年間2,000万、3,000万の赤字、そして積立金があって今年度もやっているわけですけれども、その積立金もなくなるという中で使用料のほうの改定を今進めているところですが、幾らになるのかというのは今、試算しているところですので、もうしばらくお待ちいただきたいと、そんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） その辺の計算は大変複雑であると思います。ですが、やっていて使用量が減ったから赤字でガスを値上げする、何かあまり安易過ぎるのではないかと。やっぱりその辺で使用量をいかに増やすかというのも一考にあると思います。その辺でガス事業所また町当局としては十分検討して、ましてこのエネルギー不足の話題になっている時期でありますので、町民もかなり耳を傾けるとしますので、要望しておきます。

次に、ガス事業関係で、先ほど言いましたように、ガスの事業所の関係で、白子町の町営ガスと言いながら、先ほど町長もおっしゃられましたが、私の住んでいる北高根地区の全部ではございません。北高根の西寄り、茂原に近いエリアであります。私ども今ライスセンターで仕事をしておりますが、それから先約2キロ近く先に居住生活区があるんですが、そこまでガスの本管が至っていないので、以前聞いたときに、1億円先のお金がかかる。そんな事業はとても無理だということを伺いました。じゃ、その辺について何か便宜が図れないかということであります。

話をちょっとはしよりますが、ガス事業所でそれについて、例えばプロパンガスと天然ガスの経費の差額補填等についてできないかということで伺った中では、要はガス事業所としてはそれはできないということで伺いました。それは、決まりであれば仕方ありません。で

すが、町当局として、その地域外の人について考える気があるのか、去年から町政を担っている町長の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かにそのとおりでございます。

あそこのところを、私もいろんな形であそこを回った時点で、全部入っていないということで、かつては100戸あったかないかでしょうけれども、今200戸以上になっているわけです。それ以前に、あそこのところはほとんどの人が自治会に入っていないんです。そういうところがあります。ですから、行政サービスがやはりある面では、ちゃんとサービスが享受できていない場所でもあるわけです。ですからそういうことも根本的に考えて、やっぱりやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

200戸で、仮にこれを負担金でやった場合、1戸当たり50万ぐらいかかっちゃうわけですね。それはとてもできない。200掛ける50で1億円という形で仮に計算したら、そのぐらい出ちゃうわけですから。

そういうことでやはり、やっぱり最終的にはやはり行政サービスというか、これはガス事業法でやっているものですが、やはりある面では公平であったほうがいいわけでございますので、その辺は、私も何かの機会があれば、そのガス事業の今、赤字の問題とかそういう問題もあるし、使用量を増やすということにも通じるわけでございますのでね。その辺は前向きに、私自身も考えたいというふうには思っております。

ただ、今、ガス事業でこれをすぐやるということは、とてもじゃないですけどもできないような状況だというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） ですから、ガス事業法ではできない。それは国の決まりというか、公の縛りがありますので、それはできないということは私も伺いましたし、ある面では納得しました。ですが、それ以外の町当局として考慮はできないのかということで、先ほど質問したんですが。

先ほど今町長から質問ありましたが、北高根地域は旧は100軒もなかったんですよ、自治会加入者が。私が青年期、二十歳を過ぎてから頑張った地元自治会員さんがいまして、最高に増えたときは、たしかエリアもちょっと広がったんですが、少年野球場近くまで含めました、あのときは。その頃は150軒先の地域があったんです。それから高齢化になったり、特

にかわいそうなのは、ガスもそうですが水道も基本的にはないんですよ。昔の歌に「水道完備、ガス見込み」、新しいまちづくりのテーマだったんですが、それがなくなっちゃった。ですから、住みついてもやっぱり離れていってしまう。

町長も人口増加ということを願っておりますので、もともとあの辺は新規の人が増えてきたエリアでありますので、やっぱりその地域性を生かすためにも、その辺でガス、水道。配管ができないのであれば、何らかの理由。今言われた数字はやれない数字の入れ方であって、私の提案しているのは天然ガスとプロパンガスの差額の補填の一部でもとなれば、そんな大変な金額にならないと思うんですが、その辺の方法を検討願いたいということで要望しておきます。

昼過ぎて、大変申し訳ないんですが、最後の1点で締めていきたいと思います。

コミュニティ・プラントであります、今、マスコミとか話題になるとすぐ取り上げて、日本全国あちこちごみの汚水処理から肥料が取れるのを流されております。

これについては事前説明の中で伺いました中では、白子町にコミュニティから出る汚泥量については、量的に少ないので施設をかけてやるまではいかないということでありました。ですが、今世界的にエネルギーとかいろいろ今後、近未来、地球を考える中では、エネルギー等の再利用ということがありますので、常にやっぱり汚泥から発生する貴重、価値ある肥料については常に考慮しておいて、何らかの機会があったら生かしていきたい、いただきたい。

いずれにしたって、コミュニティ・プラントのあの施設、いずれまた改修等がいろいろかかると思うんですが、そのときにやっぱりちゃんとした目的の一部がないといけないと思いますので、大変僭越ではございますが、そのとき配慮の一部で考えていただければというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、4番梅澤哲夫君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は1時といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 北 田 百 人 君

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君の一般質問を許します。

3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず第1項目として、防災対策について伺いたいと思います。

避難道路である南日当橋の取付道路について伺います。

老朽化が進んだ南日当橋は、有事の際の避難道路の確保の面からも、国の復興予算95%の国庫補助金にて建て替えられましたが、南日当橋の取付道路は完成していますが、荊金側の取付道路がまだ整備が進んでいない状況です。避難道路として完全な機能を果たすためにも早期の着工が必要と考えますが、今後の整備の見通しについて伺います。

第2項目として、移住定住推進事業について伺います。

現在の町有地の土地整備状況について、以前よりリビングシフト事業により施設跡地の再利用を進めているところではありますが、関保育所跡地には現時点で5区画で居住があり、生活が始まっています。しかしながら、南白亀保育所跡地などのほかの土地整備については、以前より大きな進展がありません。本リビングシフト事業を拡大していくには、早急に進捗を進め誘致を行う必要があると考えますが、今後どのような計画で進められていくのか、町の見解を伺います。

次に、現在のお試し居住体験事業の状況について伺います。

全国的に子育て世代を農村部に呼び込む一手に、移住を希望する家族のために住宅を新築して、一定期間の居住を条件に所有権を譲渡する取組が広がっております。白子町でも、まずは期間を定めて居住体験が行える事業を実施していますが、現在までに体験を終えた家族数及び体験を通じて町に移住を決めた家族がどのくらいいるのかお伺いいたします。

3項目として、鳥獣対策について伺います。

有害鳥獣についてですけれども、6月、7月に有害鳥獣を実施しましたが、実施した地域及び有害駆除に参加した人数、活動した時間や駆除実績等、毎回の有害駆除活動でどの程度の成果が達成できるのか、また、活動後に有害鳥獣の出現率がどの程度削減できているのか、活動との関係について伺います。

次に、小動物による農作物の被害について伺います。

小動物による農作物の被害は増加傾向にあり、特に近年は家庭菜園に対する被害が多く発生しております。

対策としては、箱わなで捕獲することが有効であり、町が1か月をめぐりに希望者に無料で貸出しを行っているところでありますが、箱わなの設置については断続的な実施が必要です。そのため長期間にわたる貸出期間についての検討の余地があるのか、町の見解を聞きます。

以上、3項目、5点について答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、北田議員の質問にお答えいたします。

令和3年第3回議会定例会において、剃金側250メートルの整備未了区間について、建物が近接し、整備済み箇所と同様の幅員確保が課題として残りますが、避難道路としての機能を確保できるよう事業を進めることと回答いたしました。

本年度地籍調査事業により剃金地区の登記が完了する予定ですので、今後改めて現地調査を行い、線形の検討の上、避難道路としての機能を確保できるよう事業を進めていきたいと思っております。

次に、移住・定住促進事業についてのご質問でございますが、若者定住促進のため町有地の整備をし、無償または定額で提供する事業を平成23年度から実施してまいりました。平成23年度事業として旧中里住宅地区の跡地に5区画を整備、平成24年度事業として浜宿地区に1区画を整備、平成29年度事業として白子中学校南側に6区画を整備、令和2年度事業として関保育所跡地に5区画を整備、合計17世帯分を整備いたしました。令和3年度までに全ての区画について土地所有権の移転が済んでおります。今現在、関保育所跡地では未完成の住宅もありますが、今年度中に居住を開始する予定となっております。この住宅用地を提供する事業につきましては、移住促進及び転出抑制を目的とした事業であり、一定の成果があったものとして評価しております。

続きまして、現在のお試し住宅居住体験事業の状況についてのご質問でございますが、お試し居住体験事業は、平成31年4月から移住・定住施策促進事業として実施してまいりましたが、現在コロナ禍のため受付を中止しております。町としてもコロナ禍により地方への移住、テレワーク、ワーケーション等の普及など、この住宅を有効に活用したいと考えておりますが、近隣に居住する方から町外の利用者への貸出しを控えてもらいたい旨の申出なども

あり、貸出しも難しさがあります。今後、コロナウイルスの感染状況を見ながら、事業の在り方を含めて検討していきたいと考えております。

次に、鳥獣対策について有害鳥獣の駆除についてお答えします。

地域の要望を受け、長生郡市猟友会及び町猟友会の協力の下、現段階で6月から7月にかけて4回の有害鳥獣駆除を実施し、117羽、カラス69羽、ドバト48羽を駆除いたしました。なお、有害鳥獣駆除は町猟友会会員8名により、各日午前5時から午前11時30分まで実施しました。カラス等の出現に関しましては、駆除後一定期間は減少傾向にあるため、被害の多い時期には定期的な駆除が効果的であると考えております。10月にも2回の駆除を実施する予定であります。昨年度以上の成果を上げられるよう努めてまいります。

続きまして、小動物の農作物等への被害についてということですが、小動物の捕獲に当たり、県から借用した箱わなを原則として1か月をめぐりに町民へ貸出ししておりますが、昨今の小動物の増大を踏まえ、今年度県へ要望し、新たに箱わなを借用することができましたので、長期貸出し等による捕獲促進を図りたいと考えております。

北田議員の質問は以上でございます。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、防災対策の南日当橋の件についてですけれども、先ほど250メートルまだ残っているんですけれども、地籍調査の終了後整備することなんですから、あそこの車道と歩道を入れたら、とても確保はできないと思いますけれども、その点はどう考えているのか、町長のほうにお聞きします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘のありましたとおり、現道の幅員は約4メートルぐらいから5メートルぐらいまでと狭窄区間となっております。地籍調査終了後、再度現地調査をいたしまして、現道の拡幅等の全景について町長の意見をお伺いしながら決定していきたいと考えております。この路線は、避難道路としてもとても重要な路線として認識しておりますので、橋の架け替え後、地籍調査の立会いの際にも地権者の方にもいろいろご説明等をしているところです。いずれにいたしましても、現道、ただいま拡幅済みの道路幅と同等の幅とはいかないかも

しれませんけれども、避難路として機能できるような形をどのようにしていくかというのは、今後検討しながら決めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 先ほど課長が言いましたけれども、現状の拡幅をやるということなんですけれども、多分あの橋幅からいくととても無理だと思います。多少曲がるかも分からないんですけれども、家のないところに行くっていう、そういった案は出ていないんですか。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問ですが、現段階では現道の拡幅をしながらというところがありますが、手法といたしましては、今お話がありましたとおり建物のないところを進むということも視野に入れながら検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） では、それ、十分に考慮して進めてもらいたいと思えます。

次に、移住・定住についてお伺いします。

計画が進んでいない理由としてはどのようなことがあるのか。そして、それに対してまたどのような対策を講じているのか伺いたいと思えます。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 北田議員のご質問にお答えいたします。

南白亀保育所跡地の活用についてでございますけれども、こちら1,270平米ほどございまして、定住の用地として利活用可能だと考えております。

先日、打合せのときにも申し上げましたが、ほとんど使っていないと思うんですけれども、防火水槽があるということで、その撤去について、今後手続を進めていきたいということを考えております。

それから、1,270平米の土地の一部がちょっと借地としてお貸ししている方もおりますので、そういったところの整理をした上で、残地がどのぐらいになって、どのような区画になるかということは今後検討してまいりたいと思っております。

この春に現地調査をやって周辺等確認しておるんですけれども、議員が先日打合せのときに指摘していただいたんですが、ちょっと周りをやはり広げるっていうのは難しそうなので、その土地の中で確定していくと、そのようなことになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 今、1,270平米っておっしゃいましたけれども、関地区のほうの関保育所の跡は何平米ぐらいあったと。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 大変申し訳ございません。今ちょっと数字がすぐにお答えできませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思います。失礼いたします。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 1,270平米というのと、そんなに多くは家は建てられないと思いますので、なるべく小さいとかコンパクト型にして、やっぱり5軒か6軒建ててもらったほうがいいと思いますので、それを要望しておきます。

次に、お試し住宅について伺います。

現在、コロナ禍の影響で居住体験を見送る傾向がありますが、体験事業を拡充していくためにどのような広報活動をしていくのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お試し住宅につきましては、先ほど町長の答弁がありましたけれども、平成31年度の事業から行っておるところでございますが、事業が始まってある程度推移したところでコロナの影響がございまして、完全に止まってしまっている状況でございます。残念ながら、今まで利用した件数が13件しかないということで、大変結果の乏しい状況になってしまっていることは否めない状況になっております。また、先ほどの答弁でも触れておりますけれども、近隣に住所を置いてお住まいになっている方たちがおるわけですが、町外から参った方々を安易に泊めないでいただきたいというような申出が実はなされております。

そのためということではないんですけれども、たまたまコロナが絡まってしまった関係で、今はずっと止まっている状況になっておるんですけれども、今後については、これは短期的に見るとコロナの影響ってしばらく続いちゃうんじゃないかと思っておりますので、そういう意味では、お試し住宅、一般の方が短い期間で体験に来るというよりも、例えば町内等で事業を行いたいとか、そういう方に長期的な貸出しなんかができないのかどうか、そういうことも検討していきたいと、このように考えております。

いずれにしても、お試し住宅、1軒しかありませんので、ここをどのように活用していく

かということも、いろいろご意見いただきながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 課長の言う、そういういろんな人に貸すよりも、一定の人にある程度長く貸したほうがいいと思いますけれども、それに伴い居住環境の長期化には修繕費がかかると思います。現に先月も給湯器を直したと伺いましたけれども、そういった財政面でのほうのあれはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 維持管理費には、実はいろいろお金かかっているのは事実でございます。ご指摘のように機械の損壊とか台風等の影響で壊れてしまったとか、そういうことでお金もかかっております。現在も敷地内の草が生えたりしまして、シルバー人材センターを活用したり、そういうことの管理はしております。職員が定期的に行って雨戸を開けて空気の入れ換えとか、そういうこともやっておりますので、やはりそういったところの見えるもの、見えないものも含めて手間と予算がかかるというのは事実でありますから、なるべく早く事業の再開は検討していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、鳥獣対策について再質問いたします。

安心して暮らせるまちづくりのためには、今現在、白子では8名の方が猟友会がいるんですけども、高齢に伴い会員は減少しております。その状況に対して、町長はどのような意見を持っているのか、増やすのか、どういうふうに考えているのか。今現在8名しかいないんで、それでこのままずっと鳥獣駆除をやっていけるかいけないか、そこを知りたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 現在8人ということですので、みんな高齢化でおやめになる方も相当出てくると思いますので、これやはり後を引き継ぐ方をできるだけ多く誘っていただいて、やっていただきたいことはやまやまでございます。

ただ、やはりこの費用的なものも相当ございますので、ただ、この辺についての例えば一部補助するとか、そういう形も考えていかねばならない部分も出てくるかも分かりませんで

すけれども、やはりそういう面でカラスとかドバトとか、そういうところの被害というのは相当ありますので、やはりこれをなくすというわけにはいかないと思いますから、できるだけその猟友会の人たちが残れるような形で、町として幾分か何か貢献できればというふうに私自身は考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） ありがとうございます。

確かに狩猟申請するには費用がかかります。今回も来週申請するんですけれども、そのために約3万5,000円ぐらいかかるんですね。それを少しでも、前にも質問したときに、補助を少ししてくれということをお願いしたことがあるんですけれども、そのときは検討するということで終わっちゃっていましたが、猟友会員の増員が認めないのであれば、あとは他町村もやっていますので、共同で人間の代わりにやったらどうかという考えは前にも、前町長のときにも言ったんですけれども、それはいい考えだということで検討することだったんですけれども、現時点の町長の考えはどうなんでしょうか。他町村と協力してやるというのは。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それは非常にいい考えだと思います。ですから、今度町村会とかそういうのでまた、もしあれでしたらちょっと提案してみたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） では、その点はよろしくお聞きしたいと思います。

2点目として、小動物による被害なんですけれども、確かに箱わなも必要なんですけれども、予防策として電気柵の設置が結構みんな個人でやられております。でも、電気柵の運用費が個人負担となるのと初期費用がかさみますので、個人にとって大きな負担となります。近隣の町村では電気柵設置に補助金を支給している町もありますけれども、白子町でも支給する考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 答弁を求めます。

環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 質問にお答えいたします。

電気柵の補助につきましては、近隣では茂原市さんと長柄町さん、長南町さんが個別に補助金を補助しております。そういう中で、国の地域単位での補助金もございます。そういっ

たものも活用していくことも可能かなと考えますので、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） たしか課長の言う国の補助金っていうのは地域単位じゃないと出ないと思いますので、白子町は先ほど言いましたけれども8人しかいないんで、町単独でできれば補助をしてもらいたいと思います。2万から3万の電気柵ですので、その1割でも2割でも補填してやればいいと思いますけれども。

そういうことを、支援策を要求いたしまして一般質問を終了いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、3番北田百人君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（酒井良信君） 引き続き、会議を開きます。

13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って3項目、4点質問いたします。

1項目として、現在本町には事業の目的を終了し、以降の利活用が求められる公共施設に旧国民宿舎白子荘跡地とその周囲及び旧労災リハビリテーション千葉作業所がありますが、これらの利活用について、以前RVパークや老朽化が進む国民体育館の建設などが町当局より提案、検討されました。今回、双方の施設が目的を分けて公募型プロポーザル方式により募集が実施されましたが、町の描く理想的な理念について、1点目伺います。

2点目として、既に1事業については受託候補者も決定したようですが、審査基準及び審査委員会の内容について伺います。

2項目として、住民訴訟となった自動販売機設置契約に関することや、町の補助金の使用について、また道路舗装工事についてなどが事件性を疑うような内容での新聞報道がされ、多くの町民が驚きとともに真相を求めていると思われまふ。これまで数回にわたる報道に対して、町はどのような対応をしてきたのか伺います。また、調査中のところもあると思いまふが、事実確認後どのような報道の対応や町民への説明をしていくのか伺います。

3項目として、県道茂原白子バイパスについてですが、茂原市本能地先から白子町古所地

先まで、おおむね全長約10キロのうち海岸4工区については、拡幅部の整備がおおむね終了したとのことですが、全線の完成にはまだまだ長い期間を要すると判断されますが、先般開催された期成同盟会の総会の内容と、今後の事業促進に向けての白子町の取組について伺います。

以上、3項目、4点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えいたします。

旧白子荘跡地及び旧労災リハビリの利活用に関する質問ですが、2つとも空き公共用地施設の再利用・再活用ということで、地域振興や交流の活性化という共通点はありますが、背景には大きな違いがあります。

まず、旧白子荘跡地は、アクア健康センターを含めた敷地全体の再整備・再活用に当たり、地域特性や交流人口の動態変化などを含め観光資源としての可能性やニーズを把握し、新たな観光、交流拠点として整備するための基本構想を作成するものであります。一方、旧労災リハビリテーション跡地は、地域経済の活性化、雇用創出、新たな人の流れなど町の活性化に資する事業を提案し、審査に合格した民間事業者に対して土地及び建物を売却するというものであります。

続きまして、公募型プロポーザルに対する審査基準についてということですが、まずプロポーザルの審査基準についてですが、旧白子荘跡地等の利活用に関する公募型プロポーザルの評価事項は、まず1点が人員配置、次に実施スケジュール、業務実績、提案の的確性、実現性、発想力、独創性、見積金額としており、これらをA、B、C、Dの5段階評価で採点いたします。

次に、旧労災リハビリテーションの利活用に関する公募型プロポーザルの審査項目は、利活用に関する基本理念、方針、事業内容、資金計画及び事業収支計画、実施体制、事業効果、地域との連携、価格としており、同じく5段階評価で採点しております。

次に、自動販売機等新聞報道に対する町の対応についてでございますが、自動販売機等新聞報道に対する町の対応についての質問にお答えします。

まず、自販機の件ですが、住民監査請求が出され、残念ながら監査結果を不服とし、住民訴訟が提起されました。対応については弁護士と協議中であります。町としては、具体的な対応については係争中でございますので、控えさせていただきます。

次に、農業振興協議会の補助金に関しては、その補助金の支出について適正であったか、町監査委員の特別監査ということで調査中でございます。

また、入札の情報漏洩の疑いの件につきましては、公益通報の制度を活用し、関係各課に対し内部通報を促しましたが、特に通報はありませんでしたので、入札情報漏洩等調査委員会を立ち上げ、関係各課、職員の面接や現状の積算支出などのセキュリティ対策等を調査しております。

マスコミに対しては、それぞれ結果が出た段階で、必要があればしかるべき対応をいたします。

次に、県道茂原白子バイパスの建設の進捗状況についてでございます。

千葉県では国道128号線から九十九里有料道路白子インターチェンジまでの総延長9.9キロを県道茂原白子バイパス整備区間と定め、現在白子町サッカー場から九十九里有料道路白子インターチェンジまでの4工区間2.1キロを優先的に整備しています。このうち1.1キロが供用済みであり、残る1キロについても早期供用を目指し整備を進めています。工事の進捗状況につきましては、全体計画として事業費ベースで24%、距離ベースですと1.1キロで11%になります。

茂原市側の1・2工区の区間は4.9キロメートルと白子町側の3工区2.9キロメートルは、未着工区間となりますが、郡内市町村で構成される県道茂原白子バイパス建設促進期成同盟会で国・県へ早期完成について要望活動を毎年実施しており、本年度につきましても9月28日に国へ要望を予定しております。事務局にて準備を進めていただいております。また、千葉県への要望につきましては、10月28日を予定しております。

また、町では県道茂原白子バイパスの開通を見据えた土地利用の計画を進める中、8月には県道茂原白子バイパスの整備実施機関である県長生土木事務所へ伺い、第3工区の早期事業化と線形確定を要望し、事業推進に係る用地買収等について協力体制を強化することを伝えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、再質問いたします。

まず、1項目の旧白子荘及びリハビリの件ですけれども、まずこの2つが目的を異にしてプロポーザル方式に移っていったと。最初、町長が就任したしばらく後に、町の考えの中で国民体育館であるとか、あるいはRVパークの提言がされましたが、これらについては、あ

る程度自分たちで見切りをつけて公募型に入っていったのかというふうな判断をいたしますが、この目的を例えば旧白子荘については海浜エリアに対する新たな観光、交流拠点としての整備というふうに聞きました。そして、労災については民間事業者へ売却をするという形を取りましたけれども、この辺の理由について再度お聞きをします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

まず、白子荘の敷地についてでございますけれども、こちらについては、ご存じのとおり借地ということで1万5,000平米ほどあるんですけれども、こちらにつきましては、ご指摘のとおりいろんな計画、こちらでも立てました。RVパークであったり、体育館であったり、実際のところ、いわゆる市場の観光で交流人口として増やそうという対象を絞るときに、実際のニーズがどういうものがあるのかということの調査ということを、結局自前の計画ではなかなか片手落ちになってしまうというところがございます、そういうところを含めた調査をやっていただくということで、基本構想というものを計画し、プロポーザルということで、これは企画競争方式ということでありまして、どういう提案が町に合っているかというようなことで募集して行っておるところでございます。

こちらの白子荘の基本構想につきましては、既に契約者が決定しておりまして、JTBさんと契約し、もう既に2回か3回会議を行って、実際の近隣の観光資源の調査であったり、現地の調査であったり、そういうことを進めてもらっております。

労災リハビリテーション千葉作業所、こちらにつきましては、従前本町が国から購入したものであるということで、こちら所有権が町ということになっております。面積は1万4,000平米ほどありますけれども、こちらについては購入移行、当時の総務課で提案型のサウンディング調査というのを行っておったんですけれども、よい提案がないということで、そのままになっておりました。

今回、いつまでもこういう状況ではまずいだろうということで、実際、去年の後半ぐらいから、あるいは今年にかけて、県を通じていろんな企業から打診が来たのは事実であります。そういった状況を鑑みたときに、これはもしかしたらいいタイミングなんじゃないかということで、公募型のプロポーザルで事業用地として活用していただくということで、今回提案をプロポーザルで公募をさせていただきました。

内覧会を実施したところ、5の企業から内覧があったんですけれども、実際のところの申込みは現在1社ということになっております。この1社について、今後、審査会等を経て契

約内定相手としてふさわしいかどうかということの検討を加えてまいりたいと思います。

なお、こちらの労災リハビリテーションの手続につきましては、町有地の処分ということになりますので、最終的な提案採用者については、仮契約の後、本契約については議会の議決条例の第3条の規定に基づきまして議決をいただくと、このような予定になっております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 既に旧白子荘跡地については、JTBでご決定をされているという話でしたけれども、この6社以上か何かというふうなこともあったんですか。JTBに決まった、何社がこのプロポーザルに参加をしてJTBに決まったのか、その審査基準は事前に紙ベースでいただいておりますので、私も読ませていただきましたけれども、そのJTBの評価というのはどうだったのかというようなことが、もしお話しできればお伺いしたいというふうに思っています。それからまだです。

それから、労災については、民間事業者へ売却というふうな話を、今私もしましたけれども、この1つの目的が地域経済の活性化と雇用創出、新たな人の流れをつくるという目的で民間事業者へ売却と、この売却額が1,200万というふうに出ていますけれども、これは今お話が出たとおり、県から町が取得した額と同額でありますよね、たしか。今回の売却基準額は税込の1,200万というふうになってはいますけれども、購入して何年たったかちょっと今定かではないんですが、その当時の資産価値と、それから建物も大分老朽化をして、その当時使えるものが使えなくなっているというふうな状況も見受けられる中で、同額の売却とはいかがなものかということがまず考えられます。

資産価値を考えた場合に、実際にはもっと下がっているのではないかなというふうなこともありますし、今、1社の応募があるというのが町内企業というふうな話もうわさでは聞いておりますけれども、それが実現させるためにも売却基準額というのはご検討される余地があるのか。さらにこれ、議会の承認が必要でありますので、この承認を受けないうちにこういうことが進められていいものかどうかということをお伺いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） まず、旧白子荘のプロポーザルにつきましては、6社、5社を超えた場合は、6社目以降については書類審査で選考すると、落としてしまうというようなことになっておまして、5社でプロポーザルをやるというようなことで決めておりました。

今回応募があったのは、JTBさん1社ということでございまして、仕様書の中で1社でも審査をやりますよということですので、審査を行った結果、合格点に達したということでございます。点数は今こちらに持っておりませんが、合格に達したということでございます。

それから、労災リハビリテーションの資産価値がどうかというようなことで、実際ご指摘のように、こちらが購入したときよりも経年劣化というようなこともあって、あるいは風水害、台風とかによって一部損壊したり、そういったようなこともございます。ただ、購入額を本町としてはやはり下回りたくないというようなことがありましたので、同額の設定とさせていただきます。

なお、議会の議決というのは、契約の際に必要なということでございまして、実際、事前の調査、あるいはこういった手続については執行部の判断でできますので、あくまでも議決を要するというご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） いずれにしても、町の公有財産として持っていたこれらのものがしっかりとした利活用がされていくことを私自身も望みますので、いい形で進みますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、2項目めの住民訴訟にもなっている問題とか補助金の問題、さらには道路の問題等々、大分4月20日以降、報道機関のほうから本町の名前が出てくる回数があったような気がいたしまして、これらについて実際に新聞を見た方から、随分どうなっているんだというような話も結構聞くようになります。実際には訴訟問題、訴訟中のものもありますので、詳しくは答えられないところもあろうかと思いますが。

それで、町長のほうから結果が出たら報道機関への会見はするというような考えもお持ちのようですので、結果が出たらしっかりと報道対応をよろしくお願い申し上げますが、先般の全協の以降、これ確認事項でさせていただきますけれども、自販機の契約書について昭和55年に取り交わされた自販機の設置契約書が存在したというような話がありましたけれども、この事実関係についてまずは伺います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 今の契約書の出てきた件でございますが、たまたま弁護士先生のほうから別件の書類、新庁舎の今の現庁舎の引っ越しのときの関係書類を探してくれないか

というような依頼がございまして、その書類を探しているときに、かつてその当時、総務課という課じゃなくて管理課という課で所管していた賃貸借契約書の綴りが出てきまして、その中から大多和議員さんがおっしゃっていた亀川屋さんの契約書と小高郡次さんの契約、その2部が併せて出てきたということでございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、訴訟の中に入っている無断借用されていたということが、実際にはこういう契約書が出てきたことで、訴訟の有利材料になるというふうに考えてもいい話なんですか。町の立場として非常にいい形になったというふうに判断をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） その無断貸付といったところの関係につきましては、そういった関係書類出てきましたので、有効材料とはなるということですが、全く闘いがちょっと変わってくるということで、有利になるか否かは法定の判定になってきますので、何とも言えないというように言われております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 実際に9月16日に第1回の口頭弁論が開かれますけれども、先般私も言いましたけれども、訴訟の内容が何か全く違う形で進んでしまっているのがやっぱり気がかりで、本来のこの自販機のことについては、しっかりとした契約がなされていたかというような問題が実際には公判としてやられるべきだというふうに思うんですけれども、これら以降についての見守りは、私のほうもしっかりと見ていきたいというふうに思っていますので、町もしっかりとした対応をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、農振の補助金関係ですけれども、これは議員のほうにも監査委員さんがおりますので、この方から報告を受けておりますけれども、この補助金等々用途について監査委員さんのしっかりとした意見等が追って出されるというふうに聞いておりますので、それを聞きたいと思いますが、しかしながら思うのは、こういう補助金等の用途については、本来監査委員さんがそれがいいか悪いかというような判断をするべきではなくて、それを支出、要は補助金として支出をした町当局がまずは判断をして物事が進まない、監査委員さん任せになってしまうような感も見受けられますけれども、これについて町長いかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長に質問ですので、町長が答えてください。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 監査委員の前に町でそれをいろいろ調べろということですよ。

（発言する者あり）

見解を。見解。いやそれ、だから結局、実際問題、領収書がないとかいろんな形でそういうのがあったかという話も聞いておりますので、やはりそれは、しかるべき監査委員がいるわけですから、監査委員にやはりちゃんと監査してもらうのが正しいんじゃないかということで、監査委員のほうにお願いしたのが事実でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） これについては見守りをしたいと思います。

それから、7月20日に出された公共工事、道路舗装の工事についてですけれども、同じ業社から間違った発注、要は入札発注をしたということでご指摘があって、町のほうで訂正をしたという新聞報道がされましたけれども、これについて8月30日に、先ほど話がありましたけれども、公共工事に関する内部検討委員会が設置をされたというふうにお聞きをしました。この検討委員会の委員さんと、そのときに何が話されていたのか、これをお聞きしても大丈夫ですか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 委員の組織でございますが、町長の指名する町の管理職となっております。

調査内容につきましては、極秘ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 実はこれ、8月31日にある新聞社でこのことが報道されたのもご存じだと思いますよね。内部検討委員会がつくられて、その内容等々について書かれていましたけれども、極秘の内容がなぜ1新聞社に報道されるのだろうというふうな疑問が実はありまして、なぜなんだこれっていうふうに、町の中で進める、8月30日に検討委員会を設置をされて、そのことが明くる日の朝の新聞で報道されたという、このことがちょっと私だけかもしれませんけれども、変だよなっていうふうに思ったんでお聞きをします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 私が今極秘と申ししたのは、調査内容につきましては極秘ですということをお答えさせていただきました。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ということは、新聞社のほうから、これについての取材があったというふうに考えていいんですか。そうじゃないと新聞社、これ知ることができないこととなりますので、新聞社のほうから取材申込みがあったというふうに考えてよろしいですか。これ、ネット等には掲載されておられませんので、なぜこの新聞社が、このことについて状況を知って報道されたのかお聞きします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） その件に関しまして、私は取材は受けておりません。分かりません。取材の件につきましては。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ということは、疑っているわけじゃないんですよ。内部検討委員会のメンバーしか知らないことが、この報道、明くる日の新聞に載る、誰かがリリースをしない限り、これって不可能な話だと私は考えたんです。あれって感じに実は思ったものですから、もう一回、これ、この場でしっかりと聞いてみようというふうに思いましたので、あえてお聞きをします。

疑っているわけではありません。誤解がないようにお聞きをしたいんですが、なぜ新聞社がこれを捉えられたのかというふうなことを、もし町のほうでそんなことはないとするれば、じゃ、どういうことなんだっていうふうになりますので、再度お聞きをします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） この問題については、これ新聞に出る前に、今後どういうふうにするんだということで取材は受けました。それで、最終的には、最初はいわゆる公益通報者保護法の関係で出そうという形で進めていましたけれども、それで出てこなかったから調査委員会を立ち上げますという形で最初の段階では、そういう答えをしました。そういう形でやらなければ、実際困るわけですから、実際にそういう形で。

ですからもっと前に、8月30日にどうのこうのっていうことじゃなくて、そういう形で今後動きますということは、取材に対しては言ったはずですよ。そういうことです。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 回数が過ぎていきますので、これ以上なかなか言えません。

次は新聞の切り抜きですけれども、ここには8月30日に発足をさせたというふうに、もう日にちが書かれているんです。今の町長の話ですと、こういうことを考えているっていうよ

うな話でありましたけれども、これが30日にじゃ発足をしましたというふうに、なぜこの新聞社が捉えられたのか、やっぱり疑念が残ってしまいますので、この場じゃなくても結構ですので、この辺等、考えを教えていただければというふうに改めて思いますけれども。

それから、この情報漏洩があったかないかということで、内部検討委員会がつくられて、一人ずつの職員にいろいろ質問したり訪ねたりしているというふうなこともお聞きをしましたけれども、7月20日の報道では、情報漏洩はないというふうに建設課長が実は答えています。建設課長は、もちろん部下を信じてそういうふうな発言をしますし、これは当然でありますし、町のトップとしてそういうことは絶対ないというような信頼の中で、やっぱり職員さんとしっかりとしたタッグを組んでいかなくちゃいけないなと私も思っていますので、そういう意味での職員のフォローもぜひともお願いしたいと思うんですけれども、その辺についてお考えをお聞きします。

○議長（酒井良信君） 大多和議員に申し上げます。

質問は3回ですので、答えは町長はしなくて結構です。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、後での回答をお待ちしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、3番目の白子バイパスですけれども、何回かの質問で、この白子バイパスの進捗状況が1つの、今町長がお考えのスーパーハヤシの周辺のコンパクトシティ構想が、この白子バイパスが開通をしない限りこの構想が出来上がらないというふうに、実は私も思っていましたので、先般の期成同盟会の総会、まずはこの内容等もう一回お聞きをし、実際にこの総会で、じゃ、最終年度はいつになるんだというような話も実際には出てこないとおかしいと思いますので、現在の進捗状況、進捗率は分かりましたけれども、この道路というのは何年を完成めどとして進んでいくんだというふうに、実は捉えていかないと、町長のお考えになっているコンパクトシティ構想も大分先の話になってしまうはずなんですよ。まず、この辺の総会の様子をお聞きをします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 白子バイパスにおいては、もうかれこれ30年ぐらいになっているわけでございます。私もはっきり言って、いつ完成するか分かれれば本当に教えてもらいたいのが現実でございます。本当にこれは非常にまずいわけです。

ですから、この間も長生土木へ行きまして、コンパクトシティづくりには、学校の統合と

かそんなのも一応工程に入れて考えなきゃいけないんで、結局バイパスの線形がどういう形になるかというのをやはりある面では、この間長生土木へ行って聞いてきたんです。そうすると、来年度の予算で恐らく設計がある面では進むんじゃないかという、確たるあれじゃないですけど、そういう方向で進めていくような話がありました。

実際問題としまして、これができないと最低限その、内谷川を越えて向こうまで抜けてもらわないと、やはり困っちゃうわけですし、ですから学校の統合も遅れるし、先ほど言ったこども園も最終的にはやはりあの辺に造らなきゃいけないわけですから、そういう形のものも全面的に狂ってきちゃうわけですね。ですから、これは一丁目1番地ですから、とにかく早く方向性を決めてくれっていうことで、この間も言ってきたわけでございまして、そういう形で、今度国にも各代議士宛てに一応要望書を提出したり、それから県のほうは、これは茂原白子バイパスですから、茂原市長がまた県のほうへ行って要望してくるといふ、そういう形の流れで進むと思うんです。

ですから、はっきり言いまして、これ茂原からのあれもいわゆる本納地区からこっちへのあれも進んできてももらわないと、本当困るわけですし、この辺は本当に白子のまちづくりが遅れちゃいますから、これによつては。ですから、はっきり言って、これは本当に最重要事項だというふうに考えています。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） まずは、茂原市の取組状況、茂原市長とのお話もしてありますでしょうし、ネットに載っている鶴岡県議の動向等も載せられておりましたので、茂原市側の取組状況について多くを報告していただくのと、併せて第4工区は、今おっしゃってくれたように2.1キロのうち1キロが開通をして、それにまつわるところの準備というふうになっていますけれども、実はハヤシからの少し向こう、海寄りに行きますと、そのほとんどが農振地域でありまして、有用な農地がたくさんあるのもご存じだと思います。

ここをコンパクトシティ構想として高級施設、あるいは商業施設、あるいは工業施設等誘致するには、もう既に今第4工区についてはほぼ出来上がっていますので、もうこれに基づいて、この上のほうに造るわけではないので、ここら辺に造ろうとしているので、この構想に向けて準備が始まってもいいんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、町長、ご遠慮なさっているんですか。どうでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） いわゆる第3工区のことですか。

(発言する者あり)

第4工区の1.1キロを供用開始になった部分というのは、コンパクトシティの中心じゃないんです。私が描いているコンパクトシティというのは、あくまでもスーパーハヤシ、あの辺一帯がそうなんです。というのは、ですから学校も結局中心に、やっぱり最終的には統合小学校ができれば、あそこに1か所にまとまるわけですし、こども園という形で今後造っていくんであれば、あそこに1つまとめる。

そうすると、非常に効率よくなってきて、そうすると、最終的には白子庁舎だって建て替えていう形になれば、恐らくここじゃなくて向こうに持っていくべきだというふうに私は思っていますから、そういう構想は、今いろいろタイムスケジュール的な構想も今いろいろやっておりますけれども、いずれにしても先ほど企画財政課長からお話ありましたように、今後進んでいく中に小学校とこども園、そちらのほうもある面では同時期に並行してやっていかなければいけないというふうに私自身は思っておりますので、そういう形でやるとなりますと、やはり今度は第3工区の内谷川から先のほうまで、線形がどういうふうに行くかで全然変わってきちゃうんです。

といいますのは、中学校に入る取付道路は、この白子バイパスから取付道路を造らなきゃいけないと思うんですよ。結局あちらが正面じゃないんです。今の東側が、こちらが正面になりますので、この辺の取付道路をどういうふうになるかとか、そういう形のものを今後進めていかなきゃいけないわけですから、そういう面で、そういう構想までは一応、今はいろいろやっております。正直言います。それをやらないとすごい遅れちゃうんです。1つ終わって、1つ次に行ったら、いずれにしても学校も保育園も、もうどうにもなくなる状態だというふうに私は今、そういうふうな認識がありますので、どんどん進める両方向でやっております。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。

しかしながら、ハヤシの周辺で隣は町営のサッカー場がありますし。あの辺を考えているわけでしょう。あの周辺をとということになりますよね。あそこも民家以外は農振地域でありまして、それを農振除外をして準備に入らなければならないというふうにも実際なるわけじゃないですか。町長が言うように、その商業、あるいは工業誘致もあれを利用したいというふうになると、今からもう準備を進めないと、本当に買収とか何かも非常に、だんだんだんだん線の開通が見えてくれば、正直申し上げて地価の単価も上がるでしょうし、いろんな部分

での買収が進みづらくなるというふうに実は考えられる話だと思うんですよ。

今、町長がここまで具体的におっしゃったんだから、それをやっぱり構想図に落として、これをいついつまでに進めようかというようなことが実際に町の企画財政能力だと思いますので、ここが進まないと何をやってたのっていうふうな話になると思いますので、もう一回お聞きをします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それについては、一応白子荘の跡地の活用から全部工程表をつくりまして、今いろいろ企画しているところでございますので、それはそれで進めていきます。ちゃんとそれは計算していますから、それでそのバックの財政的な支出もどうなるかということも検討しながら今やっております。

それと、あともう一点が、先ほどの農振が入っているっていう話がありましたよね。農振が入っていますけれども、この農振のところも都市計画の変更を伴ってやっぱりやっていくんです。これ、結構すぐはいかないんですけど、それで結局これ、土地区画整理をやるわけじゃありませんから、土地の使用の形だけ都市計画を変えてやっていって、最終的には地主さんがどういう活用をするか、それに任せるわけですから、区画整理やったら大変な費用がかっちゃいますから。

ですから、そういう意味で都市計画の変更は、今後進めていきます。それをやって当然、ですからこれは一朝一夕にすぐいけるようなものじゃなくて、とにかくそれより優先順位があると思いますので、当然白子荘の問題もやらなきゃいけないし、学校の統合もやらない、保育園の統合もやらなきゃいけない。そういうものもいっぱいありますので、それも全部行程表、今正直言っつつくってありますので、それが全部そのまんまいくとも限りませんですけども、できるだけそういう形で進める。全体構想はやってあります。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

それでは、いろいろ質問させていただきましたけれども、要望として、今回の一般質問を通して考えることは、今の白子町の姿勢の中に、やっぱり町民の疑念が多くを生じていることなんです。いろんな新聞報道がこれくらいされると、やっぱり町民は何なんだろうというふうな疑念が生じているのは確かです。このことが、やっぱりこの町のイメージを低下させて、強いてはまちづくりの停滞にもつながるのではないかというような危惧さえも実際には感じてまいります。

人の減少が進む中で、人の暮らしで何よりも大切なことは、やっぱり人と人とのつながり、協調を図りながら共に生きていくことだと思っております。是は是、非は非を、やっぱりお互いしっかりと守りながら信頼されるまちづくりが推進されることを、それぞれの立場で努力することをお互い求め合って、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市川隆子君

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、総合的な子育て支援について3点伺います。

1点目は、公園の整備についてです。

町では、前町長が取り組んできた多くの子育て支援が進められてきました。石井町長も子育て支援への思いは同じだと思いますし、さらに進めていくことも移住定住を呼びかけるときのポイントになります。公園の整備は再度の質問になりますが、町では南白亀川の両側に公園が整備されています。町はほかにこういう施設がありませんので、荊金側、古所側ともに子供から高齢者まで多くの人々が訪れています。

今は釣りをしている人が多く、げんき君パークでは親子連れが遊んでいます。芝生広場では高齢者がグラウンドゴルフを、それ以外のときはドッグランとして町外からも来ています。ほかにもサーファーやウォーキングなど、それぞれの楽しみ方で過ごしています。

そこでよく見かけるのがスケボーをしている若者で、数人で繰り返し練習をしています。公園は県立九十九里自然公園ですので、施設整備は大変だとは思いますが、スケボーの練習場やバスケのゴールなど設置してはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。また、剃金側もサーファーや親子連れが来ていて、トイレ前の古いシャワーを利用しています。シャワーは古く1基しかありませんので、新しい物にして複数にしてはどうでしょうか。見解を伺います。

2点目に、給食費の無償化について伺います。

夏休みが終わり、マスク越しでも学校に子供たちの元気な笑顔が戻ってきました。給食を楽しむにしていた子供もたくさんいたと思います。県内では、子育て支援策として学校給食費無償化をする自治体が増えています。ほかにも一部補助や第三子以降など、様々な形での補助を進めています。

今、ガソリン代、食料品、電気など、多くの分野での値上げが続き、子育て世帯は、子供にかかる費用もあり、負担が大きくなっています。こういう中で、県が第三子以降の児童について給食費を無償化する方針を固め、年度内に準備を進めるとの新聞報道がありました。文部科学省は、全国の教育委員会に臨時交付金を財源にして給食費の保護者負担を減らすよう通知しました。町の給食運営委員会でも、臨時交付金を使い給食費無償化を求めましたが、残念ながら実現しませんでした。物価高騰の収束が見えない今、町として補助をすべきだと思いますが、町の見解を伺います。

3点目に、子育て世帯を対象とした通勤のための駐車場への補助について伺います。

物価高騰が続き、家計を直撃しています。ガソリン代も高止まりになっており、通勤で車を使う方には大きな負担となっています。バス路線が近くにはない、あるいは仕事の帰りが遅くなるなど、どうしても駅近くの駐車場を借りて通勤しなければならない方もいます。現在、学生に対しては定期券補助がありますので、中学校卒業までの子供のいる世帯に対し、駐車料金の一部を補助する考えはないか伺います。

次に、廃棄物の現状と今後の課題について、2点伺います。

国の地球温暖化対策、2050年温室効果ガス実質ゼロ、プラスチック資源循環促進法によって、廃棄物行政に焼却中心からごみの減量、資源化優先への大きな転機が訪れています。プラスチックの大量生産、発電効力アップを奨励する多量のプラスチックごみを焼却して処理することは、地球温暖化を加速させ、プラスチックをはじめ、ごみを大量発生させています。現在のようなごみの焼却処理を続けていけば、地球温暖化、気候危機という環境破壊につな

がり、廃プラの大量発生、環境汚染を招く大きな原因の一つになります。

今後は、環境基本法、循環型社会形成推進法に沿ったリデュース、発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再生利用を重視した取組が求められるようになります。4月からは、プラスチックごみの一括回収ができるようになったそうですが、現在の資源ごみとしての回収の状況と、法律施行による今後の対応について伺います。

2点目については、生ごみのリサイクルについてです。

食品廃棄物は8割以上が水であるため、これを燃やすためには多くの燃料を必要とします。現在、家庭系食品廃棄物は、減量やリサイクルの取組が遅れていて、ほとんどが埋立てや焼却に回されています。こうした廃棄物の有効利用としては、例えば公的施設から出る食品廃棄物の飼料化、堆肥化などの有効利用を、ときには専門業者と提携しながら実施するなど、工夫を凝らした取組を進める検討も大事です。町での生ごみリサイクルの取組についての状況を伺います。

3番目は、新型コロナウイルス対策についてです。

1点目は、ワクチン接種について。

新型コロナウイルス第7波は、今までとは違い、町でも多くの感染者が出ました。第7波は家庭内感染も多いと言われていています。独り暮らしの高齢者が感染した場合、急に具合が悪くなる場合もあり、どこにも連絡できないまま重篤になる可能性もあり、心配する声もあります。こうした中、65歳以上と基礎疾患のある人へのワクチン接種が始まっていますが、接種状況について伺います。

2点目は、検査キットの配付についてです。

陽性者が増えているため、発熱外来の予約が取りにくい状況と言われていています。新型コロナウイルスの第7波の感染抑制に向けた対策として、無症状の町民が検査を受けられる体制を整えることが必要です。感染を心配する町民がいつでも検査ができるように、必要に応じて抗原検査キット無料配布することについての町の見解を伺います。

4番目は、らくらくタクシーについて1点伺います。

現在の状況と今後の対応についてです。コロナ禍により移動手段が公共交通から車での利用が増えているそうです。また、高齢者の免許証返納もそれに伴って減少しているとも言われています。移動が不便な町で車を放棄すると、外出が減り、意欲も減退し、心身の健康への影響が心配されます。

町のらくらくタクシー事業は開始から1年4か月になりますが、利用者の目的は病院と買

物が多いと言われていました。しかし、スーパーが撤退して買物が大変だという声が寄せられています。買物ができなくなった中で、らくらくタクシーの利用状況と今後の対応について伺います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員のご質問にお答えします。

公園の整備についてですが、荊金、古所地区の海岸部にあります白子自然公園施設は、ご承知のとおり、県立九十九里自然公園内の県所有の施設であり、本年4月から改めて5か年計画の指定管理者の指定を受けて白子町が管理運営を行っているところでございます。指定管理者が行う範囲は、現行施設及び設備の管理運營業務全般であり、施設設備については、おおむね10万円を超えない範囲で修復、修繕となっており、整備等については要望または協議により、基本的には県が行うものとなっております。

安全かつ快適に利用できるよう、その管理に努めるとともに、利用者の利便性の向上のため、適宜県に対して要望、協議を行っていきたいと思います。

また、現在、国民宿舎白子荘、アクア健康センターの跡地の利活用について検討を行っているところですが、地域振興及び交流人口の拡大施設として再整備を目指していくとともに、県自然公園施設の利用促進及び利便性向上についても併せて考えていかなければと思っております。

次に、総合的な子育て支援についてでございます。

まず、先般6月議会の一般質問におきましても、市川議員から同様の質問を受けておまして、そのときは、国や県からの支援策等今後の動向を注視し、完全無償化にこだわらず様々な観点から前向きに検討していきたいと思っておりますと答弁いたしました。先日の新聞記事において、千葉県では、物価高騰対策として、公立小・中学校、特別支援学校で、第三子以降の給食費を無償化するに当たり、9月県議会において補正要求をするとありました。この事業が執行されることになれば、本町においても無償化について取り組みたいと思っております。

次に、総合的な子育て支援についてですが、本町で生活していくには、自家用車等の使用が必要不可欠と言っても過言ではなく、今後本町への移住定住のきっかけにつながる一つの施策として、車等の交通用具の使用について、今後何らかの助成策の検討が必要であると考

えております。

しかしながら、ご質問の子育て世帯への通勤のための駐車場への補助につきましては、対象者の勤務先によっては、駐車場代が通勤手当に含まれて支給となっていたり、また自営業者や近距離通勤などで有料駐車場を利用しない方々との間に生ずる不公平の整理など課題もあり、実施することは難しいと思われまます。子育て世代を含めた若者世代や、新たな人口流入を目的とする移住定住促進策の観点から、車のなどの移動手段に対する支援策について今後考えていきたいと思っております。

続きまして、廃棄物の現状と今後の課題についてでございますが、プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日から施行されました。

現在、町のプラスチックごみの回収はペットボトルのみとして実施しています。その他のプラスチックごみにおいては、現時点では具体的な方策は決まっておきませんので、今後、長生広域や、構成市町村との協議をしてみたいと思っております。

次に、廃棄物の現状と今後の課題についてです。

町では、ごみ減量化事業としてごみの減量化の推進を行い、家庭から排出されるごみのリサイクル活動の取組を進めております。その取組の一環として、生ごみの排出量を減らすため、生ごみ処理容器等を購入する費用の一部を補助しております。

次に、新型コロナウイルス対策についてお答えします。

新型コロナワクチンについては、12から59歳までは3回接種であり、60歳以上では4回接種が進められています。12歳以上で1回以上接種されている方は、8月末現在で87.8%、うち3回の接種を完了されている方は、8月末時点で73.8%です。3回目接種完了者の内訳は60歳以上が86.4%、18歳から59歳で59.6%、12歳から17歳では36.5%となっています。

また、60歳以上への4回目接種は7月下旬から開始されておりました。3回目接種完了者のうち、4回目接種が完了された方は8月末現在で55.4%であります。若年層への接種については、広報無線等にて周知をしてみたいです。

次に、検査キットの配付でございますが、千葉県において実施していたPCR等の一般検査事業は、今年5月末日より中断されておりましたが、9月1日より再開されました。この検査は無症状の方を対象にし、身近なドラッグストア等にてPCR等の検査を無料で実施できるというものです。長生管内の検査機関は15か所となっております。本件については、自治会回覧のほか、町ホームページなどで周知を行っているところですので。今後も周知に努めてま

います。

次に、らくらくタクシーについてです。

現在の利用状況ということですが、平成3年度の状況ですが、登録者数は71名、うち実利用者は29人です。年間利用回数は764回であり、延べ利用者数は198人です。1か月当たりの1人の平均利用回数は約4回となっております。今後の対応について、民間事業者が実施しています配達サービスや移動スーパーなどを導入し、現在の運行区域を維持していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、公園の整備についてですが、確かにあそこの海の公園は県立自然公園ということで、整備が難しいということは分かっております。しかし、げんき君パークで遊んでいる子供たちを見ていると、ボール等を持ってきて遊ぶのではなく、ほとんどがあそこに設置されている遊具を使って遊んでいるという状況です。

私もよくバスケットボールのゴールということをするんですが、バスケットボールのゴールについては、個人のお宅でも庭に取り付けたりしているお宅を結構見かけます。尼ヶ台公園では、いつも1基しかないそのバスケットゴールに子供たちが順番待ちをして利用しているというような状況です。スケボーにつきましても、有料道路の白子橋の歩道を渡って、川から坂を下りていくところに道路をブルーに塗ったカーブのところがあるんですけども、あそこで子供たちがスケボーの練習をしています。あるいはアクアセンター入り口のアンダーパスの歩道部分、あそこでも子供たちがスケボーの練習をしているというような、そういう状況になっています。シャワーについては、ほかの人の使用中は並んで待っている、結構あの辺が水浸しになるぐらい使われているというときもあります。

県は自然の中で遊ぶのが自然公園だ、そういうふうに言っているようなんですけども、何もなければ、スケボーなどを危険だと思っても道路で練習をしたりしてしまう、そういう状況も出てくるわけですね。自然公園の白子集団施設ということなんですけども、自然を楽しむ方はそうした芝生の広場とか、そういうところでのんびり自然を楽しんでもらう。それで、子供たちは遊具を使って遊んでいます。剃金側も古所側もそうです。遊具を使って遊ぶ、それぞれの楽しみ方があると思いますので、ほかになような施設があれば、繰り返し公園を訪れて楽しむというような、そうしたこともできるのではないかと思います。

ですから、なかなか県の施設で設置するのが難しいというのがあるかもしれないんですが、その辺は町として、あそこの公園に行けばいつでも遊べる、楽しく子供たちも遊べる、そういう公園造りを目指してもらえば、町に移り住んでみようかなという人たちも出てくるんじゃないかというふうに思いますので、その辺について今後どのように考えていくのか伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

あのエリアは九十九里自然公園ということで、議員ご自身がご指摘のように、自然公園法ということで、公園は大きく都市公園法と自然公園法と2つあって、自然公園法は意外と規制があるというのも実際のところでございます。ですので、商工観光課も管理でいろいろ大変だとは思いますが、6月の後半に、実は県の自然保護課を訪ねまして、あの集団施設一帯を権限の譲渡ができないかということで実は相談をした経緯がございます。町に権利、権限を譲渡していただければ、こちらでいろんな整備とか、総合的なものができますので、そういう申出を行ったということがございます。ただ県においては、その場ではどうぞというようなわけにもまいりませんので、今後の課題ということになります。

いずれにしても、整備するには費用がかかりますので、そういったことを念頭に進めていくわけですが、先ほどの町長の答弁の中でありましたけれども、そのエリアの中のごく一部でありますけれども、現在白子荘の跡地について整備を進めていますので、そういった中でスケートボードとか、要はどういったものがあるかというのは、これからマーケティング、あるいはニーズ調査、こういったもので決まっていくんですけども、何がしかのスポーツ的なもの、要素、こういったものは入れていきたいというふうに執行部では考えております。

それから、前々から申し上げておりますけれども、アクア健康センターについてはリノベーションをしたいということを考えておりますので、当然中には温浴施設であったり、シャワーとかそういったものはしっかりと整備していきますから、ただ、この無料で使うというのは難しいとは思いますが、そういったものは整備していきますので、ただ料金側から来るとなると、時間とかいろいろありますけれども、そういった活用はできるようには、アクア健康センターについてはしていきたいと。

町としては、本当に長期的には、あの一帯が本当に町の権限でいろいろできるようになれば、これは本当に先の話だと思いますけれども、そういうふうになれば本当に望ましいとい

うふうには思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、ぜひその辺は県のほうにも要望しまして、町としてもなるべくならそういう多くの方が使えるような施設整備をできればして欲しいというふうに思います。

今、先ほども芝生などの整備、いつもきれいに草刈りされています、使いやすいように、そうしたことが言われていたんですが、ただ、あそこは沼というんですかね、あそこの周りをウォーキングしていますと、あそこは多分いろんなところが管理しているんじゃないかと思うんです。有料道路は恐らく県のほうになるんじゃないかと思うんですけれども、あと北部林業とかいろいろあると思うんですけれども、歩いていますと、草が道路のほうまで、クズの葉っぱとツタがずっと伸びてきて、池の周りで駐車場側でやっている分にはいいんですけれども、西側の有料道路側のほうに椅子を置いたりして釣りをしている人たちも結構いるんですけれども、そうしますと、向かい側から人が来る、こちら側からも行くというと、草の状況などでなかなか歩きづらいという現状もあるので、町としても、その辺はよく調査をして、県に要望するなどしてほしいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、ご指摘のありましたとおり、南白亀川の周辺や海岸付近の管理区分が複雑になっておりまして、お話のありました保安林ですとか、自然公園、有料道路、そのほか長生土木さんが管理する自転車道路、そのほかの海岸保全区域であったり、町が管理する道路とかそういうものもありますので、利用される方々が安心して安全で利用できるように、関係機関と調整の上管理に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） では、この剃金の沼というのは、冬になりますともう本当にカモがたくさん飛来してきます。マガモなどすごくきれいですがたくさん飛来してきます。こうした自然を守りながら、多くの人たちがそれぞれの目的で集える公園にしていくというのが町の役目だと思いますので、今後も子供から高齢者まで楽しめる公園、自然の中で子育てしたいと思う、そういう若い世代が移り住もうと思うような公園の整備を進めることが求められ

と思いますので、そうしたことを要望しながら、次の質問に移らせていただきます。

次に、給食の無償化なんですけど、県がやることによって第三子以降を考えていきたいということですが、今、食材費などが非常に高騰しまして、学校給食法では給食費は保護者負担というふうには決められているわけですが、そういう中でも、今、最近では市川市が始めたというふうに新聞報道されていましたが、給食費を独自で無償化する、そういう自治体が非常に増えているわけです。そのほかにも、一部補助あるいはお米などを補助するとか、そういう様々な形での補助が実施されているわけですが、今後、町は県が始めるとしたら、その県の仕事に準じて補助を進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 第三子から3分の1ということで、2分の1県、そうすると、町が2分の1で、完全無料化ということになるとと思いますけれども、取りあえずはそういう形でいいこうというふうに思っています。

それで、給食費の完全無料化というのを考えて、年間4,000万ぐらいかかるわけですが、これというものが真に生活困窮している、そういう父母の方がいらっしゃる方は、やはり別の形で支援していけばいいというふうに思っております、本来的に全額補助という形はまだ考えられない。4,000万というのは結構大きいと思いますよ。これは将来的に外部委託とかそういうものも含めて、今、茂原市とか長生村でやっております、そういう外部委託とかそういうものも含めて、それと学校の統合とか、そういうものも含めて、今後検討していくべきものと考えております。

それともう一つ、子育て支援というトータル的なものの中で考えていかなきゃいけないと思います。子育て支援は、とにかくある面では、子育てしやすい白子町にするためには、トータルでほかと差別化できるくらいのをやっていかなきゃいけないと思うんですよ。だからそういうトータルの中で考えていきたいというふうに思っております。

ですから、決して全面的な無償化がなしというわけでもありませんけれども、そういう優先順位を考えながら、今、例えば、岡山県の奈義町の出生率が2.6までいったというところもご存じだと思いますけれども、こういうところでも、そのところと白子町をいろいろ比較して、今、検討したりいろいろしているんです。でも、相対の中で白子町はどういうところにやっていくかということ、今後いろいろ今検討しながらね。それと、あと今、住民課が保育園の段階、その上が教育課という形になっている、この辺も一貫通貫にしないと、子育ての分野はある面ではアンバランスになると思うんですよ。

ですから、こういうことも考えながら、子育て支援にどういう形で取り組んでいけるかというのを今後もどんどん検討して、子育てしやすい白子町にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 町長が今答弁されましたけれども、給食というのはただ単に食べれば、おなかいっぱいになればいいというものではなくて、食を通した教育というふうに位置づけられているわけです。厚労省も物価高騰の現状を見ての臨時交付金を使っての無償化をしなさいよという通達だったのではないかと思っているわけです。

今、食料自給率が37から38%というふうに落ち込んでいるわけです。ですから、こんなときこそ学校給食の充実ですとか、給食を通した食の教育がより重要になってきているのではないかなというふうに考えています。それによって子供の食ですとか、それから町の農業、それから食の未来、学校給食の充実発展と、こういうことが大きく関わってくるわけです。

今、学校給食法では先ほども言いましたように保護者負担が明記されているわけですが、それにもかかわらず、小さな自治体から大きな自治体まで、多くの自治体がなぜ今無償化に踏み切っているのか、その辺をよく調査していただいて、今後お考えいただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

駐車場の件なんですけど、今現在、多くの自治体で様々な工夫をして子育て支援をしています。町でもほかにないような子育て支援を目指すということなんですけど、駅のないこの町で電車で通勤するためには、送迎してもらおうか駐車場を借りる、そういうことになると思いますが。こうした中で、ほかにはない子育て支援として、こうした駐車場の整備、そういう、ある意味駐車場を使わない人との差、差別化になるんじゃないかといろいろ言われているわけですが、そういうことも考えていくのも一つの方法ではないかなと思います。

それから、これから白子町に移住をしたい、そう考えている方々が、例えば東京とか千葉とか、向こうから来た方々は向こうのほうへ通勤していく方も多いと思いますので、町に駅がないということを考えれば、そうしたことも考えていかなければならないと思うわけですが、再度、お答えをお願いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今、ご指摘のような考え方が当然出てくるということも考えられますけれども、宗島議員

のご質問のときにも答えましたけれども、今、地域の公共交通が非常に危機的状況にあるというのも事実でありまして、そういう意味では、維持を図っていかなくちゃいけない。そのための法定協議会をこの後つくっている議論をしていくと。駐車場は全て補助を出しますということになりますと、恐らく公共交通機関が喪失してしまうおそれもかなり高いということもありますので、ご指摘のような政策が移住定住に功を奏すのかどうかというものも含めた上で課題であるとは認識しております。

今後の検討課題として、そういった事例があるのかどうか、そしてある場合、どういったインパクトがあって、本当に移住定住に結びつくのか、そういったところを、この後公共交通の協議会というのは実際にスタートしますので、そういう中でも検討してみたいと、議題としてこういう案があるけれどもどうかということで協議はしてみたいと、私どものほうではそのように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ぜひ、これから移住定住の方々、今、地域おこし協力隊の方々もいろいろ移住に向けての活動をされていると思うんですが、そうした移住定住にそれが本当に有効な手段なのかどうか等か考えながら、ぜひともこうしたことも検討していただきたいなというふうに思います。

では次に、廃棄物の問題なんですが、現状では、先ほど答弁がありましたようにペットボトルは資源ごみとして回収されてきて、トレーなどは生ごみと一緒に出しているというのが現状だと思います。プラごみと一緒に燃やして高温になるので、プラごみは生ごみが燃えやすくなるということで今まで焼却されてきたわけですが、焼却炉の故障の原因にもなるとも言われています。

スーパーなどでは色物のトレー、それから透明のプラと区別して回収されているわけですが、そんな中で、4月からは法律によって一括回収ができるようになるということなんですが、その一括回収とはどのようなものが回収できるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） ご質問にお答えいたします。

一括回収につきましても、最終的に主になるところが長生広域となるとと思いますが、長生広域では具体的な方策はないとのことで伺っておりますが、一括回収で想定される内容は、長生圏域内では燃えるごみとして収集しているプラスチックハンガーや、プラスチックのお

もちや等などとなっております。長生広域では、今後、構成市町村と協議や事業費等の試算を行うことと伺っておりますので、町としても、長生広域と構成市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 広域がこのごみの問題については主体となってやってきているわけですが、これが今後そうした方向で実施されていくようになるとは思いますが、町ではこのことによって、今後、町民への対応や、新たな収集で財政負担がどうなるのかなど、課題はどのようなことが考えられるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） お答えいたします。

新たな分別収集においては、プラスチック容器包装のみならず、それ以外のプラスチック事業用廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組みになっており、基準を市区町村で策定し、その基準に従い適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めることとなっております。町においては、財政負担が増加することや、集積場の混雑等の課題が多々あると思われていますが、長生広域や構成市町村と連携して、プラスチックごみの削減とリサイクルの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 法の施行によって、今後のごみの発生ですとか、ごみの焼却する量が減っていけば、今、最終処分場がもういっぱいになって次のところを造らなきゃいけないという段階に来ておりますので、そうした最終処分場の施設の延命を図る、新しい所ですね。そちらの延命を図るということにも役に立っていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひこの辺は始まったら、できれば適正なそういう収集ができるように、町民への周知はしっかりしていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、生ごみのリサイクルなんですけど、現状ではまとめて堆肥化するというのは難しそうなんですけど、例えば学校や保育所などで残菜処理はどのようにされているのか、また、家庭ごみの減量化を進めるために、補助制度のあるコンポスター、生ごみ処理機の利用状況について伺います。

○議長（酒井良信君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 学校等についての処理方法についてはこちらではお答えできませんので、コンポスター等の状況についてお答えをいたします。

令和4年度8月末時点でございますが、コンポスター18基、生ごみ処理機3基の補助を行っております。

なお、令和3年度の実績としては、コンポスター21基、生ごみ処理機3基の補助を行って対応しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 学校給食センター所長、田邊治幸君。

○学校給食センター所長（田邊治幸君） 質問にお答えをいたします。

学校のごみにつきましては、給食の残ったものですが、一般家庭のごみと同様に、広域のごみ処理場のほうで処分をしております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 町は広域と連携して、住民の協力を得ながらごみを出さない、再利用を進めるなどによって燃やすごみを減らしていけば地球環境を守れる、それから、地方財政の健全化も図れる、そういうふうに思いますので、連携した取組を進めてほしいということ要望しまして、次の質問に移ります。

コロナワクチンなんですが、B.A.5対応のワクチンが早めに始まるとも言われているわけですが、今後どのような状況になるのか、また、高齢者等で希望する人の接種終了時期はいつ頃になるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

接種時期につきましては、今のところまだ決まっておりませんが、7市町村、あと医師会と連携しながらできるだけ早く接種をしたいと思っております。

また、接種時期につきましては、4回目を打った方につきましては、次に打てる時期、期間がまだ国のほうから出ておりませんので、いつ接種が終わるかというのは今のところ分かっておりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） このコロナ感染症に関しては、感染した方の後遺症とか、それから

接種後の後遺症なども聞いていることもあるんですが、相談体制をしっかりと整えてもらって、要望する人に接種が全てできるように求めまして、次の質問に移らせていただきます。

検査キットなんですが、この質問の打合せのときに、ドラッグストア等で抗原検査やPCR検査ができる一覧がもうできているということで、9月いっぱいということもありましたので、早速回覧で、もう議会が始まる前に一覧表が回ってきました。これは9月30日までの予定なんですが、感染状況を見て期間延長するように県に要望していくことが必要だと考えますが、この辺の対応はどうでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） その要望につきましては長生管内7市町村、こちらのほうで協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 要望としまして、今後はできれば感染が終息するまではこうした取組を県に進めていくように要望を続けていってほしいなというふうに思いますので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

それでは次に、らくらくタクシー、最後になりますが、まず、らくらくタクシーは利用する高齢者の方が午前中に病院に行ったりして、午後は比較的空いていることが多いというふうに聞くわけですが、午後の利用状況について伺いたいと思います。

それから、現状では町内のみの運行となっているわけですが、スーパーが撤退したことによって、買物が大変だという声が非常に多く聞かれるわけです。町長の行政報告でも、スーパー開店までは時間がかかるようです。先ほど宗島議員の質問にもありましたが、らくらくタクシーで町外での買物ができないのか。それから、福祉タクシーで町外に出るのは年金生活者には負担が大きいという声があるわけです。ですから、スーパーが開店するまで、期間を区切ってらくらくタクシーで買物に行けるようにできないのか。その辺の調整ができないのかどうか、その2点伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

午後からの数値につきましては今現在手元にございませんで、後ほどご報告したいと思います。

また、らくらくタクシーの範囲を拡大とかそういったものにつきましては、今後法定協議

会のほうで協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 最後に要望です。

先日、中里の海岸のほうに住んでいるという方から私のところに電話がありました。その方は免許証を返却して、自転車で八斗のほうの魚屋さんまで買物に行き、肉は近いところにあるのでそこで買い、野菜はひまわりまで自転車で行くということでした。そうした苦勞をして買物をしているという電話がありました。また、古所の海岸のほうに住んでいる方は、自転車で長生村のスーパーまで買物に行ったというふうに言われておりました。

このように、町民は、今、非常に困っているわけです。これを早く解決していくというのが町の役目だというふうに私は思っておりますので、一日も早くこれを解決するために動いてほしいというふうに思いますので、このことを強く要望しまして質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（酒井良信君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月9日提出。白子町長、石井和芳。

候補者、白子町関2214番地2、齊藤正和。生年月日、経歴は、資料のとおりでございます。

以上、推薦についてご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

諮問第1号の内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

委員、三橋正也氏が令和4年12月31日をもって任期満了を迎えますが、その後任者として、新たに齊藤正和氏を委員として推薦したく、意見を求めるものです。

任期、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとなります。

以上で、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を終了いたします。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに決定いたしました。

◎議案第4号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第9、議案第4号 令和4年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算についてないし日程第13、議案第8号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第4号 令和4年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,951万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,273万9,000円とする。

令和4年9月9日提出、白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

次に、議案第5号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ865万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,189万3,000円とする。

令和4年9月9日提出、白子町長、石井和芳。

これは住民課長から内容説明をいたします。

議案第6号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,649万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,821万8,000円とする。

令和4年9月9日提出、白子町長、石井和芳。

これは健康福祉課長から内容説明をいたします。

次に、議案第7号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,625万円とする。

令和4年9月9日提出、白子町長、石井和芳。

これは環境課長から内容説明をいたします。

次に、議案第8号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算は、ガス事業所長から内容説明をいたします。

以上、議案第4号ないし議案第8号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第4号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） それでは、提出議案の内容説明をさせていただきます。

議案第4号 令和4年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について、内容を説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,951万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ50億4,273万9,000円とするものです。

初めに、歳出より主なものにつきましてご説明いたしますが、4月1日付の人事異動に伴う一般職人件費の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、10ページをお開きください。

2款総務費、1項1目の一般管理費は、去る7月に提起されました損害賠償等請求事件に係る顧問弁護士委託料として、795万6,000円を追加するものです。

5目の財産管理費は、修繕料として140万円、備品購入費として224万1,000円を追加するものです。

11ページをお願いします。

6目の企画費は、南白亀川イカダのぼり大会補助金100万円を減額し、いかだ処理委託料200万円を追加するものです。

12ページをお願いします。

同じく企画費で公共交通事業者給付金340万円。町民全員に1人当たり5,000円の商品券を配布する町民生活支援商品券配布事業として、事務経費を含めまして6,246万6,000円を追加するものです。

13ページをお願いします。

9目の情報化推進費は、自治体オンライン手続サービス導入業務委託料として220万円を追加するものです。

17ページをお願いします。

3 款民生費、1 項 4 目の国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金として849万1,000円を追加するものです。

18ページをお願いします。

2 項 2 目児童福祉施設費は、会計年度任用職員の採用に伴う職員報酬178万2,000円を追加するものです。

20ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、通信運搬費204万1,000円、事務員派遣委託料578万6,000円、コールセンター業務委託料312万5,000円など、合わせて1,460万4,000円を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業として、新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,587万2,000円を追加するものです。

少し飛びますけれども29ページをお願いいたします。

7 款土木費、3 項 1 目河川総務費は、流末整備事業工事費として246万5,000円を追加するものです。

32ページをお願いします。

9 款教育費、2 項 1 目学校管理費は、小学校施設整備工事費として267万1,000円を追加するものです。

34ページをお願いします。

4 項 5 目青少年センター施設費は、青少年センター施設修繕工事費として230万5,000円を追加するものです。

36ページをお願いします。

5 項 3 目給食施設費は、給食材料費として400万円を追加するものです。

以上が、今回補正予算の歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページにお戻りください。

15款国庫支出金、1 項 2 目の衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金2,587万2,000円。

2 項 1 目の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,074万3,000円及びデジタル基盤改革支援補助金110万円。

3 目の衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,460万4,000円を追加するものです。

8 ページをお願いいたします。

20款繰越金、1項1目の繰越金は2,598万9,000円を追加し、歳出を賄う財源とするものです。

以上が、今回補正予算の歳入の主なものでございます。

なお、37ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

それから、議案の中に同封させていただきましたこの地方創生臨時交付金事業の概要についてでございますが、ただいまご説明申し上げました補正予算書の中に含まれております新型コロナウイルスの交付金の事業について、抜き出して整理してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第5号の内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第5号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ865万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,189万3,000円とするものです。

歳出よりご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費865万6,000円の追加は、4月の職員の人事異動に伴う給料等の人件費と、12節委託料の令和4年度から施行されました未就学児均等額の減額対応に伴う国保事業報告システム改修費の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページにお戻りください。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金16万5,000円の追加は、全額補助対象となる未就学児のシステム改修費に伴う特別調整交付分の増額です。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金849万1,000円の追加は、職員給与費等繰入金の増額です。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。

以上で、国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第6号の内容説明について、健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 議案第6号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,649万2,000円を追加し、総額を14億2,821万8,000円とするものでございます。

歳出より主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費122万7,000円の減額補正です。職員の給料、手当、共済費等、職員の異動に伴います減額分でございます。

次に、9ページをお開きください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金4,771万9,000円の追加補正でございます。令和3年度介護給付費及び地域支援事業費等の額が確定したことにより、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に対しまして、超過額をそれぞれ返還するための追加補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金127万1,000円の減額補正でございます。これは職員の人事異動に伴います給料、手当等の減額によるものでございます。

次に、8款1項1目繰越金4,741万9,000円でございますが、令和3年度の繰越金となっております。

以上、令和4年度介護保険事業特別会計第1回補正予算の説明といたします。

なお、10ページに給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第7号の内容説明について、環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 議案第7号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出にそれぞれ75万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,625万円とするものでございます。

歳出よりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費75万円の追加は、一般職員の人事異動に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6 ページをご覧ください。

3 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金75万円の追加は、一般会計繰入金の増額になります。なお、一般会計歳入歳出補正予算繰出金について、同額を計上しておりますことを申し添えます。

8 ページ以降に給与費明細を添付してございますのでご参照をお願いいたします。

以上で、白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1 回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第8号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第8号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第1 回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の1 ページをお開き願います。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入より、第1 款ガス事業収益からは、補正額88万7,000円の増額により2 億7,574万9,000円とするものでございます。個々の内容につきましては、後ほど実施計画にてご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1 款ガス事業費用、補正額147万6,000円の減額により、3 億177万円とするものでございます。

次に、第3条では資本的収入及び支出において、資本的支出のみ予定額を補正するものでございます。

支出より、第1 款資本的支出、補正額51万4,000円の増額により、1 億1,069万1,000円とするものでございます。

補正後の資本的収支の不足額9,069万円の補填財源の内訳について申し上げます。過年度損益勘定留保資金より3,356万1,000円。当年度分損益勘定留保資金より4,938万8,000円。建設改良積立金より84万8,000円。当年度分消費税資本的収支調整額より689万3,000円にて補填するものでございます。

次に、第4条では、令和4年度4月の人事異動に伴い、職員給与費を177万4,000円増額し、5,281万3,000円に改めるものでございます。

続きまして、2ページ、3ページの実施計画をお開き願います。

収入でございますが、1款ガス事業収益、4項特別利益、2目過年度損益修正益からは、前年度に引き当てた令和4年度6月支給分に対する賞与引当金が、人事異動により残高が生じたことから88万7,000円を戻し入れるものでございます。

次に、支出でございます。

2項供給販売費は154万8,000円を減額し、1億4,286万7,000円とするものでございます。

15目委託作業費からは、業務の見直し等に伴い165万円の減額。また、22目減価償却費では、令和3年度に取得した資産に伴い145万1,000円の減額を予定するもののほか、主に人事異動に伴う人件費の増額を反映したものでございます。

3項一般管理費を10万4,000円を減額し、3,353万2,000円とするものでございます。

7目退職給与金にて退職手当の支給事務負担金の確定に伴う減額等によるものでございます。

4項営業雑費用では3万3,000円増額し、795万2,000円とするものでございます。人事異動に伴い生じる人件費の労務費振替額を予定するものでございます。

5項営業外費用では14万3,000円増額し、325万5,000円とするものでございます。仮払消費税の減少により、2目消費税及び地方消費税の納税予定額を増額するものでございます。

次に、3ページの資本的収入及び支出でございます。

支出におきまして、1項建設改良費、1目導管より人事異動に伴い生じる人件費の労務費振替額51万4,000円を予定し、9,346万4,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

ガス事業の経営状況を表す予定損益計算書は、税抜表示でございます。

7ページの下から4段目、当年度純損失3,236万3,000円を予定するものでございます。下から2段目の当年度未処分利益剰余金につきましては、令和3年度決算の認定前でございしますので、前年度の未処分利益剰余金に、当年度の建設改良積立金、取崩額を加えた残高2,792万8,548円を予定するものでございます。

また、補填可能な利益積立金の期首残高は1,939万591円のため、純損失を全額補填できず、当年度未処理欠損金1,297万2,409円を生じる予定でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

財政状況を表す予定貸借対照表でございます。

8ページの資産の部より、1、固定資産、2、流動資産の合計は、一番下の二重線になり

ますが、資産合計は10億9,212万7,849円を予定するものでございます。

また、9ページの負債の部より、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益を合わせた負債合計は、3億6,993万2,542円。6、資本金、7、剰余金の合計であります資本合計は7億2,219万5,307円を予定し、一番下の二重線には、資産合計と一致した10億9,212万7,849円を予定するものでございます。

以上、令和4年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の説明を終わります。なお4ページに給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより、議案第4号 令和4年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について、質疑を行います。

1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） いかだ処理委託についてお聞きします。

イカダのぼり大会は、いろんな方々に無償でお世話になってやっていたイベントだと思います。処理に当たって、そういう協力してきた方々に、何か一言、手紙なり何なりあるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

協力していただいた事業者、あるいは協賛いただいた方、そういったところに対しての事業中止、廃止のお知らせというのはしてございません。ただいま。ですので、今、ご指摘を受けたこともございますので、今までの感謝の意を込めまして、そういった手紙の発送については、考慮したいと考えております。ありがとうございます。

○議長（酒井良信君） 1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） ありがとうございます。

イカダのぼり大会は、一大イベントだったと思います。あれが結構町のアピールになったと思います。職員とか、ボランティアの方、一生懸命力を合わせてやっていたイベントなので、終わるときは一言、寂しいですけれども、終わるのはしょうがないので、皆さんに御礼の言葉をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑はございませんか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 再度の説明を求めますけれども、10ページの委託料、顧問弁護士委託料について、もう1回ご説明をお願いいたします。

総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） この弁護士委託料につきましては、通常の相談業務につきましては、当初予算で組んでおるんですが、訴訟案件につきましては別契約となります。その賠償金に応じて、着手金と報酬金というのがございまして、そちらの報酬金につきましては、成功報酬的なものでございます。

ちなみに、今回の予算額につきましては、原告側の請求を棄却できた場合の、いわゆる勝訴した場合のマックスの金額を計上してございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは確認しますけれども、これ、通常言われる民事訴訟の中の手付金と成功報酬を含んでいるというふうなことで理解してよろしいですね。が、この金額だということでもいいですね。はい、分かりました。

○議長（酒井良信君） ほかに。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 11ページの補正予算には大きく関係ないんですけども、移住・定住の件でちょっとお聞きしたいんですけども、基本的に、先ほど市川議員といろいろお話が出ていましたけれども、とにかく白子に、鉄道がない、国道がない。

そういう中で、やはり定住・移住で、若い世代を迎えていくためには、若い世代が望むような施設が必要だと思う。その施設ってものは、大きくお金をかける必要はないと思いますけれども、今、津波対策でやってあった築山とありますけれども、あの近くに町としての公園を整備して、そこには若い世代が子供と一緒に遊べて、そこで1日過ごせるような、そういう施設をつくることによって、やはりこう、鉄道なし国道なしの、3なしの町ですけども、そういう子育てがしやすいという、そういうPRによって移住・定住を促進するような考えを、今後、そういうことを検討していただけるかどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） そのとおりだと思います。いずれにしても白子町の公園機能とかそう

いうものというのは、非常に劣っていると思います。特に海岸線が県の自然保護課の管理とかそういう形になっていましてね。ですから、ああいうところにも、やはり白子町のほうをある面では、予算も入れてもいいような気もしますし、そういうところと、築山の辺も、結構広い土地があるわけですから、その辺も公園機能としてある程度充実していく、そういう形にしないと、移住・定住のあれはできないと思いますので、そういう方法は考えております。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、町長が非常に前向きな答弁いただきました。ぜひともそういうことを、今後、内部協議を進めていただいて、議会のほうにも相談をいただければと思います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） ほかに。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 12ページの町民生活支援商品券配布事業についてお聞きします。

これについては、期間も限定されると思いますけれども、それに伴い、町が商店が少なくなっている中で、この6,000万をいかに全部使えるか。使えない場合にはどうなんですか。その辺の率っていうのは、やっぱり計算、町としては、認識していますでしょうか。考慮していますでしょうか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金のいわゆる商品券に当たる部分といたしましては12ページの5,700万円という部分になります。11,000人分の商品券を印刷して用意いたします。ご指摘のように商工会会員事業者を中心に商工会さんをお願いするわけですが、以前、令和2年度等にも、非課税世帯の同様な事業等は行っておりますが、やはり若干ですが、未利用の分は生じています。100%にはなっておりません。

ですので、これがやはり100%になるように、周知、啓蒙というものはしていきたいと、このように考えております。ただ、どうしても100になるかといいますと、やっぱりちょっと微妙かなという感じはいたしておるところでございます。なるべくそれに近づけたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） ちなみに、前回の未利用の率というのはどれくらいあったんでしょうか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 申し訳ございません。手元にあると思いましたら、ちょっと見当たらないものですから、後ほどご回答させていただきます。

令和2年に、復興支援町内共通商品券事業ということで、中学校3年生までに1人5,000円の全く同様のクーポン配布事業やっておりますので、その辺の……金額ベースで言いますと、前回の事業で言います。実際の使用率としては96.3%程度でございました。これを上回るように、周知については努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） せっかくの商品券ですので、100%に近いような状況で完了できれば、これは最高だと思いますので、その辺についての町のほうからの投げかけも、しっかりしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（酒井良信君） ほかにございせんか。

12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 板倉議員からの商品券ですか、それをいただいている人がどう使うとそれ勝手なことだと私は思っています。

ちょっと余談になりますけれども、石井町長になりまして、もう大分たちました。その中で、大幅な人事異動もございました。人事異動ね。例えば、今、住民課長をやっている御園さん。その方は、前、税務課にいましたけれども、税務課長として。大分、成績を上げてまいりました。成績ね、要するに滞納者の。

要するに民間で言えば、人事異動というのは、例えば今回も赤字の部署がございますよね。その人の能力によって、少しでも財政をよくする。これが民間の考えです。役所も同じだと思うんです。いつまでも依存して赤字だらけだって、町長は民間でいえば社長です。その社長がやっぱり責任も取らなきゃいけないと、実際は。皆さんの血税を使っているわけですから、大変言いにくいことを言いますけれども。

それこそ商品券もそうなんですよ。商品も一旦触れたものはその人のものですからね。ど

う使うとこれは本人次第ですから。それを議員が、いちいちそこに何に使え、かに使えって、これはちょっと言い過ぎだと私は思います。だったらいつでも私のところへ来てください。要するに、一緒に皆さんとともに、次の世代ですもん。我々も時代が、はっきり言って先がないです、私は。次の世代の若い人、子供たちのために、町をよくしなきゃいけないです。人のあら探しやるんじゃないです。だから皆さん方も、役所のトップですから、自分たちはこういうふうにやりたいと。失敗したときに町長は社長だし、むしろ責任取るでしょうよ、ね。そのようなことで町長を信用して、町のために一生懸命やっていただきたいと思います。以上です。

○議長（酒井良信君） ほかにございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第14、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日、9月10日から9月13日までを議案調査のため休会にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月13日までを休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月14日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 4時12分

令和4年第3回白子町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年9月14日(水)午前10時開議

- 日程第1 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第2 議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第4 認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について
- 追加日程第1 発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 発議案第2号 事務の検査について
- 追加日程第3 発議案第3号 事務の検査について
- 追加日程第4 決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件
- 追加日程第5 自動販売機設置に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件
- 追加日程第6 議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第6まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	8番	今関勝巳君
10番	板倉正道君	11番	大多和正之君
12番	齋藤鉄也君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

欠席議員（2名）

6番	東海林東治君	7番	酒井良信君
----	--------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齋藤雄君
産業課長	齋藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	竹下裕之君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君
監査委員	地引久貴君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	芦原潤	書記	上代智也
書記	中古珠輝也	書記	林昌弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（梅澤哲夫君） おはようございます。

本日、酒井議長が会議欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めさせていただきます。

何分にも不慣れでございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これより令和4年第3回白子町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅澤哲夫君） 日程第1、議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。続きまして、日程第2、議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。続きまして、日程第3、議案第3号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。以上3件を一括議題といたします。

提案理由を町長、石井和芳君お願いします。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、提案いたします。

議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

令和4年9月9日提出、白子町長、石井和芳。

これは総務課長より説明いたします。

議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和4年9月9日提出、白子町長、石井和芳。

こちらも総務課長より内容説明をいたします。

続きまして、議案第3号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

令和4年9月9日提出、白子町長、石井和芳。

こちらも総務課長より内容説明いたします。

○副議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号の内容説明について。

総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の船橋、習志野、八千代、鎌ヶ谷市に組織される四市複合事務組合の公平委員会に関する事務について、令和5年4月1日から共同処理したい旨の依頼があり、組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同約の一部改正について、地方自治法286条の第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

改正概要は、組合同約中、組合を組織する地方公共団体及び組合の共同処理する公平委員会に関する事務の組織団体に四市複合事務組合を追加するものです。

この規約は、令和5年4月1日より施行します。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

次に、議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和4年4月に改正され、職員の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が措置されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正概要は、非常勤職員の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化、育児休業の取得回数の緩和に伴い、再度の育児休業の取得に係る規定を整備するものです。

この条例は、令和4年10月1日より施行します。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

次に、議案第3号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の2ページをご覧ください。

町長や職員等に対する損害賠償責任については、個人として多額な責任を追及されることがあり、これにより大きな心理的な負担を抱き、職務の執行において支障を来すことがあります。

このような状況を鑑み、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、地方公共団体の長等の損害賠償について、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは賠償額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するものです。

議案第3号の制定分、8ページをお願いします。

損害賠償責任の一部免責については、基準給与年額にそれぞれ町長は6、副町長、教育長は4、職員は1を乗じて得た額を控除した額を免責するものでございます。

なお、この条例は公布の日より施行します。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

議案第1号、2号、3号についてご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑を行います。

質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、議案第3号は白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法第243条の第2項の規定により議会は条例制定に関する議決しようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされています。よって、監査委員に事前に照会したところ、監査委員から条例制定に関わる意見書が提出され、その写しをお手元に配付しました。

監査委員からの意見は、法令等の基準等に合致しているため、提案のとおり特に意見ありませんので、申し添えます。

これより議案第3号 白子町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで議員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時42分

○副議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○副議長（梅澤哲夫君） 日程第4、認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第9、認定第6号 令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは申し上げます。

認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額58億1,373万3,342円、歳出総額55億3,620万6,589円、繰越すべき財源1,275万2,000円、実質収支額は2億6,477万4,753円でした。

認定第2号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額16億405万3,521円、歳出総額14億9,913万576円、実質収支額は1億492万2,945円でした。

続きまして、認定第3号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、歳入総額 1 億6,153万4,654円、歳出総額 1 億6,055万9,129円、実質収支額は97万5,525円でした。

続きまして、認定第 4 号 令和 3 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額14億1,328万5,097円、歳出総額12億7,629万306円、実質収支額は 1 億3,699万4,791円でした。

次に、認定第 5 号 令和 3 年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額5,095万5,914円、歳出総額5,095万5,914円、実質収支額はゼロです。

本会計は、令和 4 年 3 月末をもって廃止となりました。

以上 5 件につきましては、会計課長からの内容説明をいたします。

○副議長（梅澤哲夫君） 続いて内容説明を求めます。

認定第 1 号ないし認定第 5 号の内容説明について。

会計課長、梶 幸男君。

○会計管理者（梶 幸男君） 認定第 1 号 令和 3 年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の 1 ページ目をお開きください。

本会計の決算額、歳入総額は前年度に比べ12.1ポイント減の58億1,373万3,342円、歳出総額は前年度に比べ13.9ポイント減の55億3,620万6,589円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は 2 億7,752万6,753円で、このうち翌年度への繰越事業で繰越明許費繰越額が 12 事業で1,273万2,000円及び事故繰越繰越額が 1 事業で 2 万円を合わせた額1,275万2,000円を控除しました実質収支額は 2 億6,477万4,753円です。

それでは、歳入から主な内容を款ごとの収支済額によりご説明いたします。

決算書の 2 ページ及び 3 ページ目をお開きください。

1 款の町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税など 6 税合わせて12億9,488万3,824円で、前年度に比べ3,387万3,922円、2.7ポイントの増で、歳入総額に占める構成比は22.3%です。主な要因は、法人税、固定資産税及び町たばこ税の増などによるものです。収支率については、現年度分97.17%で、前年度に比べ2.24ポイントの増、滞納分51.36%で前年度に比べ26.12ポイントの増です。

2 款の地方譲与税は7,225万8,000円で、前年度に比べ134万5,000円、1.9ポイントの増です。

7 款の地方消費税交付金は 2 億4,345万7,000円で、前年度に比べ1,688万4,000円、7.5ポ

イントの増です。主な要因は、税率改正の影響によるものです。

10款の地方特例交付金は6,786万6,000円で、前年度に比べ5,805万1,000円、591.5ポイントの増です。主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増によるものです。

決算書の4ページ、5ページ目をお開きください。

11款の地方交付税は17億8,763万3,000円で、前年度に比べ2億2,259万9,000円、14.2ポイントの増で、歳入総額に占める構成比は30.7%です。普通交付税は16億8,285万円で、前年度に比べ2億2,406万8,000円、15.4ポイントの増、特別交付税は1億464万2,000円で、前年度に比べ145万6,000円、1.4ポイントの減です。

15款の国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金及び委託金を合わせ8億3,888万2,602円で、前年度に比べ9億1,086万7,274円、52.1ポイントの減です。主な要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金事業費補助金の減などによるものです。

16款の県支出金は、県負担金、県補助金及び委託金を合わせ4億5,615万7,955円で、前年度に比べ7,003万6,276円、13.3ポイントの減です。主な要因は、台風による被災農業支援事業に係る強い農業・担い手づくり総合支援交付金の減などによるものです。

18款の寄附金は、一般寄附金、ふるさとしらか応援寄附金、教育費寄附金を合わせて1億5,755万4,750円で、前年度に比べ2,201万6,091円、16.2ポイントの増です。主な要因は、寄附件数の増加による、ふるさとしらか応援寄附金の増などによるものです。

19款の繰入金は1億3,541万733円で、前年度に比べ3,545万3,514円、20.7ポイントの減です。主な要因は、ふるさとしらか応援基金繰入金の減などによるものです。

20款の繰越金は1億8,441万5,811円で、前年度に比べ6,485万990円、26.0ポイントの減です。主な要因は、繰越明許費充当繰越金の減によるものです。

決算書の6ページ、7ページ目をお開きください。

22款の町債は3億555万1,000円で、前年度に比べ8,797万9,000円、22.4ポイントの減です。主な要因は、学校教育施設等整備事業債の減などによるものです。

以上、歳入合計としまして、予算現額60億8,470万3,000円に対し、調定額59億8,963万4,329円、収入済額58億1,373万3,342円、不納欠損額は町税737万9,993円、収入未済額は町税、使用料、諸収入及び令和4年度への繰越財源の国庫支出金1億6,852万994円で、調定額に対する収入率は97.1%です。

続きまして、歳出の主な内容を款ごとの支出済額によりご説明いたします。

決算書の 8 ページ、9 ページ目をお開きください。

2 款の総務費は 7 億 2,155 万 6,842 円で、前年度に比べ 10 億 7,456 万 2,764 円で、59.8 ポイントの減です。主な要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金給付事業の給付金の減などによるものです。

3 款の民生費は 16 億 8,244 万 8,712 円で、前年度に比べ 2 億 9,652 万 8,779 円、21.4 ポイントの増です。主な要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の給付金や子育て世帯等臨時特別支援事業費の給付金の増などによるものです。

4 款の衛生費は 6 億 8,670 万 3,469 円で、前年度に比べ 9,979 万 6,021 円、17.0 ポイントの増です。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の委託料やクリーンセンター維持管理事業の工事請負費等の増によるものです。

5 款の農林水産業費は 2 億 8,883 万 3,673 円で、前年度に比べ 1 億 8806 万 2,505 円、39.4 ポイントの減です。主な要因は、農業振興事業の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金や土地改良施設維持管理適正化事業の工事請負費の減などによるものです。

6 款の商工費は 1 億 5,278 万 535 円で、前年度に比べ 713 万 8,231 円、4.9 ポイントの増です。主な要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う宿泊施設復興支援事業の補助金及び支援金の増などによるものです。

7 款の土木費は 3 億 3,294 万 1,730 円で、前年度に比べ 1,668 万 718 円、5.3 ポイントの増です。主な要因は、道路新設改良事業の物件補償費や橋梁整備事業の橋梁修繕工事費の増などによるものです。

8 款の消防費は 2 億 8,569 万 7,323 円で、前年度に比べ 1,427 万 8,260 円、4.8 ポイントの減です。主な要因は、非常備消防事業の負担金や新型コロナウイルス感染症対策に伴う避難所安全確保事業の備品購入費の減などによるものです。

決算書の 10 ページ及び 11 ページ目をお開きください。

9 款の教育費は 3 億 8,707 万 8,886 円で、前年度に比べ 3 億 1,818 万 384 円、4.1 ポイントの減です。主な要因は、小中学校施設整備事業のネットワークの整備に伴う委託料、小学校施設大規模改修事業の白潟小学校改修に伴う工事請負費及び公立学校情報機器整備事業の I C T 活用のため末端設定に伴う委託料の減などによるものです。

11 款の公債費は 3 億 8,210 万 5,105 円で、前年度に比べ 1,229 万 9,230 円、3.3 ポイントの増

です。主な要因は、元金償還の増などによるものです。

12款の諸支出金は5億3,203万2,927円で、前年度に比べ2億7,039万8,971円、103.4ポイントの増です。主な要因は、財政調整基金積立金、減債基金積立金及び公共施設整備基金積立金の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額60億8,470万3,000円に対し、支出済額55億3,620万6,589円、翌年度繰越額は繰越明許費及び事故繰越合わせて3億371万1,000円、不用額は2億4,478万5,411円、予算額に対する執行率は91.0%です。

なお、歳入歳出決算事項明細書、財産に関する調書、有価証券、出資による権利、物品、基金については、14ページから182ページまでに記載してありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第2号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の183ページ目をお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額16億405万3,521円で、歳出総額14億9,913万576円、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は同額の1億492万2,945円です。

歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の184ページ及び185ページ目をお開きください。

1款の国民健康保険税は2億8,149万8,891円で、前年度に比べ1,955万7,200円、6.5ポイントの減です。主な要因は、医療給付費分現年度課税分の減などによるものです。徴収率については現年度分93.6%で、前年度に比べ0.26ポイントの増、滞納分21.91%で、前年度に比べ0.59ポイントの減です。

令和3年度の国民健康保険加入状況は、年平均当たりの世帯数は2,072世帯、被保険者数は3,208人です。前年度に比べ世帯数は48世帯、被保険者数は125人の減ですが、1人当たりの総医療費は32万5,012円で、前年度に比べ1万2,818円の増です。

4款の県支出金は、保険給付費を賄うための普通交付金、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金などの特別交付金を合わせて10億6,186万4,222円で、前年度に比べ767万2,206円、0.7ポイントの増です。主な要因は、普通交付金や保険者努力支援分の増な

どによるものです。

6 款の繰入金は、国民保険税の軽減措置等に対する保険基盤安定繰入金、財政の安定を図るための財政安定化支援事業繰入金、職員給与や事務費等の職員給与費等分繰入金、出産育児一時金等繰入金など、一般会計からの繰入金を合わせて1億3,563万6,095円で、前年度に比べ436万3,695円、3.3ポイントの増です。主な要因は、職員給与費当分繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増などによるものです。

7 款の繰越金は1億1,905万884円で、前年度に比べ2,275万9,751円、23.6ポイントの増です。

以上、歳入合計としまして、予算現額16億4,259万6,000円に対し、調定額16億8,146万1,354円、収入済額16億405万3,521円、不納欠損額692万7,958円、収入未済額7,047万9,875円、調定額に対する収入率は95.4%です。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の186ページ及び187ページ目をお開きください。

2 款の保険給付金は、主なものとして一般と退職の被保険者の療養給付費など16億4,263万8,828円で、前年度に比べ209万7,534円、0.2ポイントの増です。主な要因は、一般被保険者療養給付費の増などによるものです。

3 款の国民健康保険事業納付金は、一般及び退職被保険者の保険給付費に関わる県への納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分を合わせ3億7,821万8,809円で、前年度に比べ2,200万6,014円、6.2ポイントの増です。主な要因は、一般被保険者療養給付費や介護納付金分の増などによるものです。

5 款の保健事業費は特定健康診査等に要する費用や人間ドック助成事業に要する費用などで1,934万4,192円で、前年度に比べ457万5,377円、31.0ポイントの増です。主な要因は、特定健康診査受診率向上事業委託料の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額16億4,259万6,000円に対し、支出済額14億9,913万576円、不用額1億4,346万5,424円で、予算現額に対する執行率は91.3%です。

なお、歳入歳出決算事項別明細書、基金及び高額療養費貸付基金につきましては、決算書190ページから212ページまでに記載していますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第3号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の213ページの調書をお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額1億6,153万4,654円、歳出総額1億6,055万9,129円、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は同額の97万5,525円です。

歳入から主な内容を歳入済額によりご説明いたします。

決算書の214ページ及び215ページ目をお開きください。

1款の後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせ1億2,097万6,500円で、前年度に比べ127万4,300円、1.1ポイントの増です。主な要因は、普通徴収保険料の増によるものです。

令和3年度の平均被保険者数は2,162人、前年度に比べ4人の増です。保険料徴収率については現年度99.59%で、前年度に比べ0.18ポイントの減、滞納分46.95%で前年度に比べ19.89ポイントの減です。

3款の繰入金は3,947万6,629円で、前年度に比べ56万8,424円、1.5ポイントの増です。主な要因は、保険基盤安定繰入金の増によるものです。

なお、3年度の保険基盤安定制度の対象者数は1,544人、前年度に比べ33人の増です。

以上、歳入合計としまして、予算現額1億6,350万7,000円に対し、調定額1億6,202万7,154円、収入済額1億6,153万4,654円、不納欠損額7万8,200円、収入未済額41万4,300円、収入率は99.7%です。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の216ページ及び217ページ目をお開きください。

1款の総務費は142万8,250円で、前年度に比べ26万6,300円、15.7ポイントの減です。主な要因は、後期高齢者医療システム改修委託料の減などによるものです。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金を合わせた千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金1億5,901万1,379円で、前年度に比べ239万7,524円、1.5ポイントの増です。主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額1億6,350万7,000円に対し、支出済額1億6,055万9,129円、不用額294万7,871円で、予算現額に対する執行率は98.2%です。

なお、歳入歳出事項別明細書につきましては、決算書220ページから227ページまでに記載していますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の229ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額14億1,328万5,097円、歳出総額12億7,629万306円で、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は同額の1億3,699万4,791円です。

歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の230ページ及び231ページ目をお開きください。

1款の保険料は65歳以上の第1号被保険者の保険料で、特別徴収と普通徴収合わせて2億8,843万9,050円で、前年度に比べ112万9,720円、0.4ポイントの増です。令和4年3月末の被保険者数につきましては、第1号被保険者が4,488人、第2号被保険者が3,493人で、介護認定者は要支援認定者が166人、要介護認定者が541人、合わせて707人で、前年度に比べ20人の減です。

保険料徴収率については現年度分98.8%で、前年度に比べ0.13ポイントの増です。滞納分4.7%で、前年度に比べ4.12ポイントの減です。

3款の国庫支出金は、介護保険給付金に対する国の負担金や調整交付金、介護予防事業に係る地域支援事業交付金などを合わせ3億647万2,282円で、前年度に比べ99万4,581円、0.3ポイントの増です。

4款の県支出金は、介護保険給付費に対する県の負担金や介護予防事業に係る地域支援事業交付金などを合わせ1億7,779万3,506円で、前年度に比べ747万3,934円、4.0ポイントの減です。主な要因は、介護給付費負担金の減などによるものです。

5款の支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料として交付される介護給付費交付金及び介護予防事業に要した費用として交付される地域支援事業交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので3億1,573万1,000円で、前年度に比べ1,747万7,510円、5.2ポイントの減です。主な要因は、介護給付費交付金の減などによるものです。

7款の繰入金金は、介護給付費の町負担分や地域支援事業の法定繰入金、低所得者保険料軽

減繰入金、職員人件費等に係る繰入金などで2億1,219万9,237円で、前年度に比べ1,461万9,763円、6.4ポイントの減です。主な要因は、介護給付費繰入金の減などによるものです。

以上、歳入合計として、予算現額13億5,399万円に対し、調定額14億2,365万9,827円、収入済額14億1,328万5,097円、不納欠損額363万6,870円、収入未済額637万7,860円、調定額に対する収入率は99.3%です。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の232ページ及び233ページ目をお開きください。

1款の総務費は、介護保険事業担当職員給与、介護認定審査会費や認定調査費等に係る事務費で4,631万6,785円、前年度に比べ34万5,034円、0.8ポイントの増です。

2款の保険給付費は、居宅や予防、施設などの介護サービスに係る保険給付費で11億2,894万6,886円、前年度に比べ4,617万5,603円、3.9ポイントの減です。主な要因は、施設介護給付費の減などによるものです。

4款の基金積立金は、今後の保険給付費の増加等に対応するための介護給付費準備基金積立金で3,280万円、前年度に比べ187万円、6.0ポイントの増です。

5款の地域支援事業費は、生活機能の低下により、要支援・要介護になるおそれのある高齢者及び日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象とした予防事業、訪問などの包括的支援事業などで3,926万9,389円で、前年度に比べ1,275万9,835円、24.5ポイントの減です。主な要因は、ふれあい幸民館事業委託料や地域包括支援センター委託料の減などによるものです。

6款の諸支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金及び一般会計繰出金などで2,895万7,246円、前年度に比べ755万4,784円、35.3ポイントの増です。主な要因は、介護給付費県負担金返還金や社会保険診療報酬支払基金交付金返還金の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額13億5,399万円に対し、支出済額12億7,629万306円、不用額7,769万9,694円で予算現額に対する執行率は94.3%です。

なお、歳入歳出決算事項別明細書及び基金については、決算書236ページから258ページまでに記載してありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和3年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第5号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてご説明いたします。

決算書の259ページ目をお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額は同額の5,095万5,914円で、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は、同額のゼロ円です。

歳入から主なものを収入済額によりご説明いたします。

決算書260ページ及び261ページ目をお開きください。

1 款の事業収入は指定管理者納付金で300万円、前年度に比べ15万円、4.8ポイントの減です。主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による納入金額の減免によるものです。

3 款の繰入金は、財政調整基金繰入金で4,777万6,731円で、前年度に比べ4,709万8,731円、6,946.7ポイントの増です。主な要因は、事業終了に伴う全額繰入れによるものです。

以上、歳入合計としまして、予算現額5,136万7,000円に対し、調定額、収入済額は同額の5,095万5,914円で、調定額に対する収入率は100%です。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明申し上げます。

決算書の262ページ及び263ページ目をお開きください。

1 款の総務費は、国民宿舎白子荘に係る火災保険料及び特殊建築物定期調査委託料などで43万5,719円、前年度に比べ24万9,500円、36.4ポイントの減です。主な要因は、委託料の減などによるものです。

2 款の諸支出金は、財政調整基金の積立金及び一般会計繰出金で5,052万195円、前年度に比べ4,736万1,973円、1,499.6ポイントの増です。主な要因は、一般会計繰出金の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額5,136万7,000円に対し、支出済額5,095万5,914円、不用額41万1,086円で、予算現額に対する執行率は99.2%です。

なお、歳入歳出事項別明細書、物品及び基金につきましては、決算書266ページから271ページまでに記載してありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和3年度休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

これまで認定第1号 令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの内容説明をさせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしく申し上げます。

○副議長（梅澤哲夫君）　ここで町長に確認いたします。

認定第6号　令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について、提案理由の説明漏れはありませんか。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君）　大変失礼しました。

認定第6号　令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分については、ガス事業所長から内容説明をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○副議長（梅澤哲夫君）　次に、認定第6号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君）　認定第6号　令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてご説明申し上げます。

それでは、決算内容の概況からご説明させていただきますので、恐れ入りますが、決算書の13ページをお開き願ひます。

1、概況といたしまして、（1）総括事項でございますが、都市ガスの普及状況は令和3年度の供給区域内戸数4,749戸、供給戸数2,900戸、前年度より4戸減少し、普及率61.07%で、ガス販売量はコロナ禍でのワクチン接種等による行動制限緩和に伴い、家庭用販売量の減少以上にホテル等の商業販売量が増加した影響から、247万7,958立方、前年増減率で4.31%増加いたしました。

経理面につきましては、収入は増加したものの費用を抑制できず、税抜総収益2億2,963万5,043円、総費用は2億6,319万5,936円で総収益を上回り、純損失3,356万893円が生じることとなりました。

今後のガス事業でございますが、引き続き、安全・安定供給に向けた銅管整備及び保安体制の強化並びにお客様サービス向上を目指し、また適正な収支バランスに基づく経営の健全化に配慮した効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、14ページをお開き願ひます。

（2）経営指標に関する事項でございます。

地方公営企業法施行規則等の改正により、令和3年度決算から追加されました経営指標に関する事項でございます。

ページ中段の過去5か年における経営指標の推移からは、令和3年度において経常収支比率87.25%、料金回収率86.50%は、収益よりも費用が上回るため100%以下で推移しており

ます。

また、企業債残高対料金収入比率では、年々増加した企業債残高に対し、コロナ禍でのガス料金収入の減少から108.89%と、現状では事業規模以上の投資を行っております。

なお、資産の老朽化を表す有形固定資産減価償却率と要対策銅管残存率は、設備投資の強化により良好な数値を示しております。

次に、少し飛びまして19ページをお開き願います。

ガス事業特別会計収益費用明細書でございます。

税抜き表示にて前年度との比較となっており、1款ガス事業収益は2億2,963万5,043円。主なものでございますが、1項製品売上、目ガス売上げは2億1,255万1,667円で、比較増減791万8,081円の増でございます。

2項営業雑収益は、83件分の内管工事及び38件分の内管修理における収入でございます。

3項営業外収益、2目他会計補助金は、一般会計からの児童手当繰入れでございます。

また、4項特別利益、目過年度損益修正益では、令和2年度に支給した扶養手当の返還額でございます。

次に、20ページをお開き願います。

1款ガス事業費用は2億6,319万5,936円でございます。1項売上原価、目ガス売上原価は9,056万4,001円で、法人の吸収合併により日本天然ガス株式会社から卸元が変わり、関東天然瓦斯開発株式会社からの原料ガス購入費でございます。

2項供給販売費1億3,444万5,490円からは、目特別修繕引当金繰入額は、ガスホルダー開放検査への引当金でございます。変動する検査費用単価に対応するため、比較増減300万円の増でございます。そのほかでは、供給販売に直接要した保安関連費用及び間接に要した費用でございます。

21ページの3項一般管理費2,993万8,871円からは、22ページに移りまして、目中段の手数料でございますが、災害リスクの解消を目的に導入したシステムクラウド化に伴うもので、比較増減287万6,972円の増でございます。

次にここで、恐れ入りますが、決算書の1ページにお戻りください。

ガス事業会計決算報告でございます。こちらは税込表示となっております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては、収益費用明細書にて説明いたしましたので、省かせていただきます。

次に、3ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出より、収入の部、第1款資本的収入ですが、決算額3,000万円、第1項企業債3,000万円は、経年管入替えに伴う建設投資に充てるための財源でございます。

次に、4ページをお開き願います。

支出の部、第1款資本的支出の決算額は1億3,192万8,454円でございますが、翌年度繰越額が2,039万1,000円生じており、企業債償還金の不用額184円を合わせた不用額は301万7,362円でございます。

第1項の建設改良費1億1,925万7,638円は、安全・安定供給に向け供給段階における事故防止に努めた本支管工事及び供給管工事並びに新規需要に対する供給管新設工事から1億1,848万2,138円と、修理不可能な35ガスメーター3台の購入費77万5,500円の合わせた金額でございます。

続いて、2項の企業債償還金は、平成20年度から平成29年度借入分の償還元金1,267万816円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億192万8,454円は、過年度分損益勘定留保資金より2,221万2,341円及び当年度の純損失を控除した当年度分損益勘定留保資金4,351万3,995円並びに建設改良積立金2,708万548円、当年度分消費税資本的収支調整額より912万1,570円で補填するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

令和3年度のガス事業における経営成績を表した損益計算書でございます。1番右側の数値にご着目願います。

1、営業収益2億2,015万3,941円から2、営業費用2億6,228万256円を差引きにより生じた営業損失4,212万6,315円、3、営業外収益と4、営業外費用の合計である営業外利益855万8,922円を加えた経常損失は3,356万7,393円でございます。さらに、5、特別利益6,500円を加えますと、当年度純損失3,356万893円を生じることとなりました。

なお、その他未処分利益剰余金変動額6,064万1,441円の内訳でございますが、純損失を全額補填するために利益積立金から3,356万893円を取り崩した額及び資本的収支における不足額を建設改良積立金の取崩しにより補填した額2,708万548円の合計額でございますので、当年度未処分利益を2,708万548円とするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

剰余金処分計算書案でございます。

未処分利益剰余金2,708万548円は、建設改良積立金の取崩し額であるため、条例第4条に

よる処分といたしまして、全額資本金に組み入れ、処分後の資本金残高を6億7,253万8,912円とし、繰越利益剰余金をゼロ円とする処分案でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

財政状況を表す貸借対照表でございます。資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。

10ページ、資金運用を表す資産の部より、資産合計11億1,626万9,539円でございます。

11ページには、資金調達を表す負債の部及び資本の部がございます。

負債合計3億6,171万1,232円に資本合計7億5,455万8,307円を加えた一番下段の負債資本合計は11億1,626万9,539円で、貸借一致の原則により資産合計と一致しております。

以上で、令和3年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についての内容説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

ここで、地方自治法第121条第1項の規定により、代表監査委員、地引久貴君の出席を要求しております。地引久貴君より、令和3年度白子町一般会計及び5事業特別会計歳入歳出決算について監査報告を求めます。

代表監査委員、地引久貴君。

○監査委員（地引久貴君） 本年4月1日から監査委員を務めています地引です。よろしくお願いいたします。

監査委員を代表いたしまして、決算審査の状況及び結果についてご報告申し上げます。

去る8月8日、9日の2日間にわたりまして、今関監査委員とともに令和4年度監査計画の定めるところにより決算審査を行いました。

この決算審査は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に従い、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて、決算書及びその附属書類、関係資料に基づき審査したものであります。

まず、地方自治法第233条第2項の規定により審査を行いました会計は、令和3年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、介護保険事業特別会計、休養施設事業特別会計であります。

審査は、これまでに行いました例月出納検査及び定期監査等の結果も踏まえながら、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細資料及び実質収支に関する調書、財産に関する調書の附

属書類などについて、決算の計数が正確であるかどうかを確認するとともに、事務事業執行状況について当局の説明を聴取しました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり、適正に執行されているものと認められました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、ガス事業特別会計の審査を行いました。

審査は、ガス事業全体の経営状況及び財務状況を適正に把握、表示しているかどうかの確認及び託送収支計算書の内容について、当局の説明を聴取しながら行いました。

審査の結果、決算書及び附属書類等は、計数は正確であり、当該事業の経営状況及び財務状況は適正に表示されているものと認められました。

審査の結果を踏まえ、町長に対し提出いたしました各会計決算の審査意見書は、お手元に配付されている資料のとおりであります。

今回、一般会計及び特別会計共通として、歳入の安定確保のため、公平公正な徴収の徹底による不納欠損額の縮減を努めるよう意見を述べさせていただきましたことをお伝えいたします。

今後とも、関係法令等を遵守し、適正・的確な予算執行と効率的な事務事業執行を強く望むものであります。

以上、監査委員による決算審査のご報告といたします。よろしく願いいたします。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で監査報告が終了いたしました。

地引久貴君、ご苦労さまでした。

認定第1号ないし認定第6号については、令和3年度白子町一般会計及び5事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

お諮りいたします。

この際、委員会条例第5条の規定により、各常任委員会から2名、議会運営委員会から1名の委員を選任し、合計7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号ないし認定第6号の審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第6号の審査は、ただいま設置されました決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、今井滋則君、2番、大多和正夫君、6番、東海林東治君、11番、大多和正之君、12番、齋藤鉄也君、13番、大多和秀一君、14番、市川隆子君を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時10分

○副議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

決算審査特別委員長につきましては大多和正夫君、副委員長については今井滋則君の両名が就任されました。

以上で報告を終わります。

◎追加日程の件

○副議長（梅澤哲夫君） ただいま大多和秀一君ほか2名から発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置についてが提案されました。

この発議案は、所定の要件を満たしていることを確認しましたが、この取扱いについて議会運営委員会で協議願いたいと思います。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 12分

再開 午後 零時 17分

○副議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置について、議会として取扱うとの決定がありましたので、ご報告いたします。

お諮りします。

お手元に配付した議題を日程に追加し、追加日程第1、発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置についてを議題にしたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし、発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置についてを議題とすることに決定いたします。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅澤哲夫君） 追加日程第1、発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、提案説明をいたします。

発議案第1号。

令和4年9月14日提出。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、大多和秀一。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、板倉正道。

自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置について。

下記のとおり議案を提出したいので、白子町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

記といたしまして、1、議案、自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置について。2、根拠、地方自治法第109条及び白子町議会委員会条例第5条の規定による。3、名称、自動販売機設置に関する調査特別委員会。4、目的、自動販売機設置に関して、町議会として事実確認することにより、コンプライアンスの徹底を図り住民福祉の向上に資するため。5、委員数8名。6、設置の期間、調査終了まで（閉会中の継続調査）。7、理由、自動販売機設置に関して調査特別委員会を設置して、住民訴訟になっている部分も含め当初からの経緯を調査確認し、コンプライアンスの面からも対応が適切だったかなどを調査検討することで、住民福祉の向上を図るため。

以上のとおり、白子町議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

議員各位におかれましては、この趣旨に賛同いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 自動販売機設置に関する調査特別委員会の設置について、原案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました自動販売機設置に関する調査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、今井滋則君、2番、大多和正夫君、3番、北田百人君、4番、梅澤哲夫、8番、今関勝巳君、10番、板倉正道君、11番、大多和正之君、13番、大多和秀一君を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、自動販売機設置に関する調査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで、自動販売機設置に関する調査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時23分

再開 午後 零時28分

○副議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました自動販売機設置に関する調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

自動販売機設置に関する調査特別委員会の委員長は大多和秀一君、副委員長は大多和正之君の両名が就任されました。

以上で報告を終わります。

◎追加日程の件

○副議長（梅澤哲夫君） お諮りします。

お手元に配付した議題を日程に追加し、追加日程第2とし、発議案第2号 事務の検査について、ないし追加日程第6として、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件までを議題にしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2として、発議案第2号 事務の検査について、ないし追加日程第6として、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件までを議題とすることに決定いたします。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅澤哲夫君） 追加日程第2、発議案第2号 事務の検査についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を行います。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 発議案第2号。

令和4年9月14日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、大多和正夫。

賛成者、白子町議会議員、今井滋則、東海林東治、大多和正之、齋藤鉄也、大多和秀一、市川隆子。

事務の検査について。

地方自治法第98条第1項に規定により、町長に対し、次のとおり令和3年度白子町一般会計歳入歳出決算及び5事業特別会計歳入歳出決算に関する事務について報告を請求して検査することとしたいので、白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、地方自治法第98条第1項の規定により、議会は町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる権限を有しております。

先ほど、委員7名で構成する決算審査特別委員会が設置され、今後、この委員会において、令和3年度白子町一般会計と五つの特別会計の歳入歳出決算について審査を行ってまいります。その際、議会が持つ検査権限をあらかじめ決算審査特別委員会に委任しておく必要があるため、この発議案を提案するものであります。

この発議案が成立しない場合、決算審査特別委員会が、町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を持つことが

できないこととなりますので、議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第2号 事務の検査について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決します。

この採決は起立により行います。

発議案第2号 事務の検査について、原案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（梅澤哲夫君） 追加日程第3、発議案第3号 事務の検査についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、提案説明をいたします。

発議案第3号。

令和4年9月14日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、大多和秀一。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、板倉正道。

事務の検査について。

地方自治法第98条第1項に規定により、町長に対し、次のとおり自動販売機設置に関する事務について報告を請求して検査することとしたいので、白子町議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

趣旨説明といたしまして、地方自治法第98条第1項の規定により、議会は町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる権限を有しております。

先ほど、委員8名で構成する自動販売機設置に関する調査特別委員会が設置され、今後、この委員会において、自動販売機設置に関する事務について審査を行ってまいります。その際、議会が持つ検査権限をあらかじめ自動販売機設置に関する調査特別委員会に委任しておく必要があるため、この発議案を提案するものであります。

この発議案が成立しない場合、自動販売機設置に関する調査特別委員会が、町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を持つことができないこととなりますので、議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第3号 事務の検査について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第3号 事務の検査について、原案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○副議長（梅澤哲夫君） 続きまして、追加日程第4、決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長申出のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

◎自動販売機設置に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○副議長（梅澤哲夫君） 追加日程第5、自動販売機設置に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

自動販売機設置に関する調査特別委員会委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

自動販売機設置に関する調査特別委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、自動販売機設置に関する調査特別委員会の委員長申出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○副議長（梅澤哲夫君） 追加日程第6、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

を議題といたします。

議会改革特別委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員長申出のとおり、継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和4年第3回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時36分